



令和元年度（2019年度）

情報公開制度及び個人情報保護制度
の実施状況

越 谷 市

目 次

第1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 1
- 2 個人情報保護制度について…………… 3

第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 5
- 2 非公開決定等の理由…………… 7
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 8

第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況…………… 3 5
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況…………… 3 5
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 3 7
- 4 不開示決定等の理由…………… 3 8
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 3 9
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況…………… 3 9

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 4 5
- 2 審査会の開催状況…………… 4 5
- 3 審査請求の処理状況…………… 4 6
- 4 審査会答申…………… 4 7

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 9 1
- 2 審議会の開催状況…………… 9 1
- 3 審議会への意見照会の状況…………… 9 2
- 4 審議会答申…………… 9 3

資料

- 越谷市情報公開条例…………… 1 0 8
- 越谷市個人情報保護条例…………… 1 1 2
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程…………… 1 2 0

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に施行しており、その後、5回の改正が行われ、現行条例は、平成28年4月1日から施行しています。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

(4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

<非公開情報>（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用しています。本条例は、平成13年4月1日に施行しており、その後、6回の改正が行われ、現行条例は、平成29年5月30日から施行しています。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、情報公開制度と同じです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社
--

(4) 個人情報の定義

ア 個人情報：個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

(5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

(6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券など)の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、

決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

<不開示情報>（※越谷市個人情報保護条例第15条各号に定められています。）

- 第1号 開示請求者以外の者に関する情報
- 第2号 個人の評価、診断、判定等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく令和元年度の公開請求の受付件数は180件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は593文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は98.8%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、課別の処理状況は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			公開	部分公開	非公開					
						非公開	存否不回答	不存在	その他	
市長	174	264	93	139	25	3	0	21	1	7
教育委員会	4	10	6	3	1	0	0	1	0	0
選挙管理委員会	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	180	277	101	143	26	3	0	22	1	7

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	公開決定した公文書数	部分公開決定した公文書数	非公開決定した公文書数	
市長	176	372	15	563
教育委員会	15	11	0	26
選挙管理委員会	1	2	0	3
土地開発公社	1	0	0	1
合計公文書数	193	385	15	593

※文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	36
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	49
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	2
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0
その他上記に掲げる以外のもの	93
合計	180

表4 課別の処理状況

課名	請求 件数	処 理 件 数	処理状況							取 下 げ
			公開	部分 公開	非 公開					
						非公開	存否 不回答	不存在	その他	
資産税課	3	4	1	1	2	1	0	1	0	0
収納課	3	3	0	0	3	0	0	3	0	0
法務課	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0
契約課	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
庁舎管理課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
市民活動支援課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
生活福祉課	2	3	0	2	1	0	0	1	0	0
障害福祉課	2	2	0	1	0	0	0	0	0	1
介護保険課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
子育て支援課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
青少年課児童館ヒマワリ	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
地域医療課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
市民健康課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
生活衛生課	2	3	0	1	2	1	0	1	0	0
観光課	7	7	0	2	5	0	0	5	0	0
農業振興課	9	9	4	5	0	0	0	0	0	0
道路総務課	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
道路建設課	26	36	22	14	0	0	0	0	0	0
治水課	15	17	9	7	1	1	0	0	0	0
下水道課	15	17	12	5	0	0	0	0	0	0
営繕課	16	19	5	13	0	0	0	0	0	1
維持管理課	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0
都市計画課	2	3	1	1	1	0	0	1	0	0
市街地整備課	13	14	7	6	0	0	0	0	0	1
公園緑地課	20	21	18	3	0	0	0	0	0	0
開発指導課	54	59	2	51	5	0	0	5	0	1
建築住宅課	12	12	0	12	0	0	0	0	0	0
市立病院庶務課	3	4	0	2	1	0	0	1	0	1
市立病院医事課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
出納課	2	2	0	1	1	0	0	0	1	0
生涯学習課	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0
スポーツ振興課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
図書館	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
学校管理課	3	4	2	2	0	0	0	0	0	0
指導課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
給食課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
消防本部総務課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
消防本部予防課	2	4	0	2	2	0	0	2	0	0
土地開発公社事務局	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	241	277	101	143	26	3	0	22	1	7

※1件の請求で複数の課が対象となる場合は、1件に対し複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の請求件数（表1）と課別の請求件数は一致しません。

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	78
法人等に関する情報（第7条第2号）	51
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	72
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	0
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	23
法令秘情報（第7条第7号）	2
存否不回答（第10条）	0
文書不存在	22
その他	1
合 計	249

※1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※「その他」の1件については、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外であるものです。

※存否不回答：公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
1	4/1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資材置場のものは除く。 平成31年3月1日～平成31年3月31日届出分	開発指導課	4/15	平成31年3月1日～平成31年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(100㎡(開発面積)未満のものを除く。) (※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・開発者の担当の氏名 ・届出者の担当の氏名及び住所 ・個人の電話番号 ・届出者の担当の印影 ・法人の印影 ・土地所有者の印影	
2	4/2	建設リサイクル法解体等届出台帳 (受付年月日:平成31年3月1日～平成31年3月31日)	建築住宅課	4/15	建設リサイクル法解体届出等台帳 (受付年月日:平成31年3月1日～平成31年3月31日)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所(法人の代表等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)	
3	4/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 平成31年3月1日～平成31年3月31日届出分	開発指導課	4/15	平成31年3月1日～平成31年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・開発者の担当の氏名 ・届出者の担当の氏名及び住所 ・個人の電話番号 ・届出者の担当の印影 ・法人の印影 ・土地所有者の印影	
4	4/3	近隣説明等報告書 表紙部分 平成31年3月提出分	開発指導課	4/15	平成31年3月1日～平成31年3月31日届出分 近隣説明等報告書綴りのうち、報告書の表紙部分	部分公開	第7条第1号第4号	・個人のメールアドレス ・開発者以外の個人の印影 ・開発者の印影	
5	4/3	建設工事の金入り設計書(本工事費内訳書、詳細代価表)特殊施工、材料の3社見積比較表(5件)	道路建設課	4/17	平成30年度 道路舗装工事(市道60131号線)設計書	公開			
			営繕課	4/17	・平成30年度 橋梁補修工事(大杉橋)設計書 ・平成30年度 橋梁補修工事(東大沢橋外1橋)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			営繕課	4/17	・栄進中学校防球ネット設置等工事設計書 ・谷中分署自家用給油取扱所設置工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	市独自の補正率が分かる部分	
6	4/4	平成30年度金入り設計書(3件)	道路建設課	4/17	・平成30年度 橋梁定期点検業務委託(元荒川歩道橋外11橋)設計書 ・平成30年度 橋梁補修設計業務委託(5512橋外3橋)設計書 ・平成30年度 橋梁耐震設計業務委託(新宮前橋)設計書	公開			
7	4/8	平成29年市長選挙、平成27年市議選挙の費用内訳	選挙管理委員会事務局	4/22	平成26年度 歳出予算整理簿(市議会議員選挙費)	公開			
					・平成27年度 歳出予算整理簿(市議会議員選挙費) ・平成29年度 歳出予算整理簿(市長選挙費)	部分公開	第7条第1号	・候補者が契約している個人の氏名 ・臨時職員の氏名 ・期日前投票立会人の氏名	
8	4/15	越谷市と法人(特定)が締結している建物周辺用地の利用する行政財産使用申請書及び使用許可証(平成31年度)	観光課	4/26	越谷市と法人(特定)が締結している建物周辺用地の利用する行政財産使用申請書及び使用許可書(平成31年度)	非公開	不存在		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
9	4/15	平成31年度越谷市と法人（特定）の建物及び敷地利用に関する一切の文書（覚書と建物賃貸契約）	観光課	4/26	・覚書（甲：越谷市 乙：法人（特定） 平成31年4月1日） ・建物貸付契約書（甲：越谷市 乙：法人（特定） 平成31年4月1日） ・土地一時使用に係る使用貸借契約書（甲：越谷市土地開発公社 乙：越谷市 平成31年4月1日） ・覚書（甲：越谷市土地開発公社 乙：越谷市 丙：法人（特定） 平成31年4月1日）	部分公開	第7条第1号第4号	・設計担当者の氏名 ・設計担当者の印影 ・法人（特定）の代表理事の印影	
10	4/15	法人（特定）に無償貸与している建物の外に設置されている配電盤内のコンセントは見当たらないが、配電盤の電源直結増設工事を行った工事歴の事実	観光課	4/26	法人（特定）に無償貸与している建物の外に設置されている配電盤内のコンセントは見当たらないが、配電盤の電線直結増設工事を行った工事歴の事実	非公開	不存在		
11	4/16	金入り設計書（3件）	営繕課	4/25	・平成30年度 越谷市立川柳小学校地質調査業務委託 設計書 ・平成29年度 新保健センター地質調査業務委託 設計書	部分公開	第7条第6号イ	市独自の単価を採用した内訳費用の備考欄	
			治水課	4/24	平成29年度 公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線）に伴う地質調査業務委託設計書	公開			
12	4/26	建設リサイクル法解体等届出台帳（受付年月日：平成31年4月1日～平成31年4月26日）	建築住宅課	5/10	建設リサイクル法解体届出等台帳（受付年月日：平成31年4月1日～平成31年4月26日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
13	4/26	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 平成31年3月20日～平成31年4月26日届出分	開発指導課	5/9	平成31年3月20日～平成31年3月31日届出分 平成31年4月1日～平成31年4月26日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名 ・個人の電話番号 ・個人の印影	
14	5/7	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目（3枚目の住民住所氏名甲頁は不要）。 平成31年4月提出分	開発指導課	5/14	近隣説明等報告書（日付等特定）のうち、報告書の部分及び別紙の部分	部分公開	第7条第1号第4号	・代理人及び設計者の担当の氏名 ・開発者の印影	
15	5/7	平成30年度の越谷市税等のコンビニ収納代行業務契約書によれば、地方税を地方自治法施行令第158条、同令第158条の2により、越谷市と法人（特定）との間で委託契約を締結していること。この契約は地方税の収納を私人に委託している。指定金融機関制度から判断すれば違法である。違法でないことが分かる文書または情報提供。	収納課	5/21	平成30年度の越谷市税等のコンビニ収納代行業務契約書によれば、地方税を地方自治法施行令第158条、同令第158条の2により、越谷市と法人（特定）との間で委託契約を締結していること。この契約は地方税の収納を私人に委託している。指定金融機関制度から判断すれば違法である。違法でないことが分かる文書または情報提供。	非公開	不存在		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
16	5/7	越谷市と指定金融機関との契約書（平成30年度に適用している契約書）	出納課	5/21	・越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書（契約日：平成14年9月20日 受注者 法人（特定）） ・越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書（契約日：平成20年4月1日 受注者：法人（特定）） ・越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書（契約日：平成22年4月1日 受注者：法人（特定）） 他7件	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
17	5/7	コンビニ収納を行うために、越谷市長がコンビニ店舗を、収納代理金融機関に指定したことが分かる文書	収納課	5/21	コンビニ収納を行うために、越谷市長がコンビニ店舗を収納代理金融機関に指定したことが分かる文書または情報提供。	非公開	不存在		
18	5/9	道路補修工事（市道36139号線）金入り設計書	道路建設課	5/16	平成30年度 道路補修工事（市道30139号線）工事設計書	公開			
19	5/9	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 平成31年4月1日～平成31年4月30日届出分	開発指導課	5/20	平成31年4月1日～平成31年4月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名及び住所 ・土地所有者の氏名及び住所のうち、公開されていないもの ・個人の電話番号 ・個人の印影（土地所有者の印影を除く） ・土地所有者の印影 ・法人の印影	
20	5/9	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なもの（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場のものは除く。 平成31年4月1日～平成31年4月30日届出分	開発指導課	5/20	平成31年4月1日～平成31年4月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場のものを除く。） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名及び住所 ・土地所有者の氏名及び住所のうち、公開されていないもの ・個人の電話番号 ・個人の印影（土地所有者の印影を除く） ・土地所有者の印影 ・法人の印影	
21	5/9	建設工事の金入り設計書（本工事内訳書、詳細代価表）特殊施工、材料の3社見積比較表（5件）	道路建設課	5/23	・平成30年度 道路舗装工事（市道80077号線）工事設計書 ・平成30年度 道路舗装工事（市道90580号線）工事設計書	公開			
						部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
22	5/13	工事案件の金入り設計書37件 見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書	農業振興課	5/20	・平成30年度 かんがい排水等整備工事（30-2）設計書 ・平成30年度 かんがい排水等整備工事（30-7）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			道路総務課	5/24	平成30年度 区画線設置工事（ゾーン30）（市道20573号線外3路線）設計書（変更1回）	部分公開	第7条第2号第4号	・見積りを行った事業者の名称 ・事業者の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
			道路建設課	5/21	・平成30年度 道路補修工事（市道1040号線）設計書 ・平成30年度 道路舗装工事（市道90580号線）設計書 ・平成30年度 道路補修工事（市道1141号線）設計書 他4件	公開			
					・平成30年度 道路補修工事（市道80413号線）設計書 ・平成30年度 道路補修工事（市道60909号線）設計書 ・平成30年度 道路補修工事（市道80585号線）設計書 他15件	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			治水課	5/27	・平成31年度 排水路整備工事（31-1）設計書 ・平成30年度 流域貯留施設修繕（大相模小学校）設計書	公開			
					・平成31年度 七左工門川改修工事（管理用道路）設計書 ・平成31年度 安全施設整備工事（31-1）設計書 ・平成30年度 排水路整備工事（30-15）設計書 他2件	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			下水道課	5/21	平成30年度 公共下水道補修工事（第6-5汚水幹線の支線）設計書	公開			
			営繕課	5/27	・平成30年度 越谷市役所新庁舎建設工事（機械設備）設計書 ・平成30年度 越谷市役所新庁舎建設工事（電気設備）設計書 ・平成30年度 大袋地区センター外壁塗装等工事 設計書 ・平成30年度 防火水槽解体工事（大吉）設計書	公開			
					・平成31年度 保育所遊戯室等空調機改修工事（蒲生南・宮本）設計書 ・平成31年度 宮本小学校プール塗装工事 設計書 ・平成31年度 市役所西側駐車場等改修工事 設計書 他12件	部分公開	第7条第2号第6号イ	・備考欄に記載された見積りを行った事業者の名称 ・市独自の単価を採用した内訳費用の備考欄	
			市街地整備課	5/22	・平成30年度 下水道築造工事（区6-26号線）設計書 ・平成30年度 街路築造工事（越谷駅前線）補修工 設計書	公開			
					・平成30年度 下水道築造工事（区6-159号線外1路線）設計書 ・平成30年度 街路築造工事（区6-61号線）設計書 ・平成30年度 街路築造工事（区6-121号線外1路線）設計書 他4件	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考	
			公園緑地課	5/24	・平成30年度 公園施設補修工事(越谷梅林公園)設計書 ・平成30年度 公園施設補修工事(蒲生公園遊具設置)設計書 ・平成30年度 公園施設補修工事(大間野町第一公園)設計書 他2件	公開				
					5/21	平成30年度 体育施設補修工事(川柳公園野球場グラウンド)設計書	公開			
			スポーツ振興課	5/24	平成30年度 千間台中学校 プール槽床面塗装修繕設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称		
			学校管理課	5/24	平成30年度 千間台中学校 プール槽床面塗装修繕設計書	部分公開	第7条第2号第4号	・見積りを行った事業者の名称 ・事業者の印影		
23	5/13	1階の指定金融機関派出所の掲示について、「当派出所は、地方自治法の規定により、お取扱いは、越谷市の税金等のみです」と表示されている。何条の規定であるか分かる文書又は情報提供	出納課	5/14	1階の指定金融機関派出所の掲示について、「当派出所は、地方自治法の規定によりお取扱いは越谷市の税金等のみです」と表示されている。何条の規定であるか分かる文書又は、情報提供	非公開	その他		審査請求へ 答申26号	
24	5/17	開発行為等計画書(番号特定)の案内図と対応する開発行為事前協議書と工事着手届出書又は公共施設整備等着工届、土地利用計画図、平面図、立面図	開発指導課	5/30	・開発行為等事前協議書のうち、表紙、案内図、配置図、平面図及び立体図の部分(※別紙がある場合は別紙を含む) 計18件 ・公共施設整備等着工届 計3件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・担当の氏名(市職員を除く) ・建築士の登録番号(法人の代表者を除く) ・担当者の印影(市職員を除く) ・上記以外の個人の印影(市職員を除く) ・法人の印影 ・平面図の間取り部分		
					・開発行為等計画届(番号特定)に対応する工事着工届出書又は公共施設整備等着工届	非公開	不存在			
25	5/20	法人(特定)に係る次の報告書の写し(最新のもの) ※個人情報及び印影については開示不要 ・消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書別紙様式第1) ・消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(別紙様式第2) (総括表がない場合は総て) ・防火対象物点検結果報告書(該当建物が防火対象点検報告の対象でない場合は不要)	消防本部予防課	6/3	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(越消予点C第65号 受付30.8.7)のうち、表紙並びに総括表	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・点検者、点検実施責任者、防火管理者及び立会者の氏名 ・点検資格者の消防設備士免状の交付番号 ・消防設備点検業者の名称及び住所 ・法人の印影 ・点検実施責任者、防火管理者及び立会者の印影		
					防火対象物点検結果報告書	非公開	不存在			
26	5/20	法人(特定)に係る次の報告書の写し(最新のもの) ※個人情報及び印影については開示不要 ・消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書別紙様式第1) ・消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(別紙様式第2) (総括表がない場合は総て) ・防火対象物点検結果報告書(該当建物が防火対象点検報告の対象でない場合は不要)	消防本部予防課	6/3	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(越消予点J第38号 受付30.8.7)のうち、表紙並びに総括表	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・点検実施責任者、防火管理者及び立会者の氏名 ・消防設備点検業者の名称 ・法人の印影 ・点検実施責任者、防火管理者及び立会者の印影		
					防火対象物点検結果報告書	非公開	不存在			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
27	5/30	荻島地区産業団地及び荻島地区に関する協力員の存在がわかる物及び特典・報酬についてわかる物	都市計画課	6/10	荻島地区産業団地及び荻島地区に関する協力員の存在、特典、報酬に関する資料	非公開	不存在		
28	5/30	開発行為等事前協議書、公共設備等協定書の表紙(越谷市七左町7丁目73-10、11、12)	開発指導課	5/31	・開発行為等事前協議書(日付等特定)の表紙部分 ・公共施設設備等協定書(日付等特定)の表紙部分	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影(市職員を除く) ・法人の印影	
29	5/31	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目(3枚目の住民住所氏名甲頁は不要)。令和元年5月提出分	開発指導課	6/10	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目(3枚目の住民住所氏名甲頁は不要)。令和元年5月提出分	非公開	不存在		
30	5/31	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。平成31年4月27日～令和元年5月31日届出分	開発指導課	6/11	平成31年4月27日～令和元年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名 ・個人の電話番号 ・法人の印影(行政機関の印影を除く)	
31	6/3	平成26年度越谷市市民活動支援センター制定管理者公募にあたって、指定を受けた申請者(法人(特定))が提出した事業計画書及び収支予算書	市民活動支援課	6/14	越谷市市民活動支援センター指定管理業務(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の指定管理者公募にあたり、法人(特定)が提出した、以下の文書 ・越谷市市民活動支援センター指定管理者事業計画書(様式6-2~6-22) ・指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画(様式7)	部分公開	第7条第1号第2号	・事業計画書のうち、特定の個人が識別され得る写真 ・事業計画書及び収支計画のうち、個人の給与に関する部分 ・収支計画のうち、自主事業による収入及び経費の内訳部分 ・収支計画のうち、講師謝礼及び事業費の内訳部分	
32	6/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資料置場のものは除く。令和元年5月1日～令和元年5月31日届出分	開発指導課	6/12	令和元年5月1日～令和元年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資料置場のものを除く) (※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名及び住所 ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影(行政機関の印影を除く)	
33	6/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。令和元年5月1日～令和元年5月31日届出分	開発指導課	6/14	令和元年5月1日～令和元年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名及び住所 ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影(行政機関の印影を除く)	
34	6/4	建設リサイクル法解体等届出等台帳(受付年月日:令和元年5月1日～令和元年6月4日)	建築住宅課	6/12	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月日:令和元年5月1日～令和元年6月4日)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く)	
35	6/10	市税のコンビニ店舗収納において、コンビニ店舗が越谷市指定の収納代理金融機関であることが分かる文書及び情報提供	収納課	6/20	市税のコンビニ店舗収納において、コンビニ店舗が越谷市指定の収納代理金融機関であることが分かる文書及び情報提供	非公開	不存在		審査請求へ 答申27号

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
36	6/5	令和元年度 市内小中学校貯水槽清掃業務委託 各見積合わせ ・各案件の予定価格 ・各案件名および、見積業者名と見積もり金額	学校管理課	6/19	・業者選考・見積開札記録書：令和元年度貯水槽清掃業務委託（越ヶ谷小学校外3校） ・業者選考・見積開札記録書：令和元年度貯水槽清掃業務委託（大沢小学校外5校） ・業者選考・見積開札記録書：令和元年度貯水槽清掃業務委託（大袋小学校外5校） 他6件	公開			
					・契約締結伺：令和元年度貯水槽清掃業務委託（越ヶ谷小学校外3校） ※請書及び請書における遵守事項を除く ・契約締結伺：令和元年度貯水槽清掃業務委託（大沢小学校外5校） ※請書及び請書における遵守事項を除く ・契約締結伺：令和元年度貯水槽清掃業務委託（大袋小学校外5校） ※請書及び請書における遵守事項を除く 他6件	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
37	6/13	越谷市の地番が載った図面（公図、地籍図、地番参考（現況）図等、図面種類・精度は問わない）で、平成30年度中の登記異動修正済の、電磁的記録。ただし、電磁的記録が存在の場合は電磁的記録でないものも含む ※その他詳細略	資産税課	6/27	越谷市全域における、筆界、地番、家屋図データ	公開			
38	6/13	地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分又は情報の最新分。 又は、越谷市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の一覧の最新分 ※その他詳細略	資産税課	6/27	令和元年度の土地・家屋課税台帳	非公開	第7条第7号		
					越谷市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地籍、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の一覧の最新分	非公開	不存在		
39	6/26	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目(3枚目の住民住所氏名頁は不要)。 令和元年6月提出分	開発指導課	7/9	公共施設設備等協定書（日付等特定）の添付書類である近隣説明等報告書のうち、報告書の表紙及び別紙の部分	部分公開	第7条第1号第4号	・代理者の担当の氏名 ・開発者の印影	
40	6/28	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年6月1日～令和元年6月28日届出分	開発指導課	7/9	令和元年6月1日～令和元年6月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
41	7/2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 令和元年6月1日～令和元年6月30日届出分	開発指導課	7/12	令和元年6月1日～令和元年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者のうち、個人の指名及び住所 ・届出者の担当の氏名 ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
42	7/3	建設リサイクル法解体等届出台帳 （受付年月日：令和元年6月5日～令和元年7月3日）	建築住宅課	7/10	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：令和元年6月5日～令和元年7月3日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く）	
43	7/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る、100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅のものは除く。 令和元年6月1日～令和元年6月30日届出分	開発指導課	7/12	令和元年6月1日～令和元年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅のものを除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号	・届出者の担当の氏名 ・個人の電話番号	
44	7/5	橋梁定期点検業務委託（新平和橋外5橋） 金入り設計書一式 開札日：令和元年5月28日	道路建設課	7/16	平成31年度 橋梁定期点検業務委託（新平和橋外5橋）設計書	公開			
45	7/16	公共施設整備等協定書 申請者：法人（日付特定）	開発指導課	7/23	公共施設設備等協定書（日付等特定）のうち、表紙、要請書、土地利用計画図、求積図、緑地・雨水貯留池求積図、接続先道路断面図、前面道路断面図、排水施設構造図	部分公開	第7条第1号第4号	・自治会長の氏 ・土地所有者の電話番号 ・個人の印影（市職員を除く） ・法人の印影	
46	7/22	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目（3枚目の住民住所氏名頁は不要）。 令和元年6月26日以降提出分	開発指導課	7/29	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目（3枚目の住民住所氏名頁は不要）。 令和元年6月26日以降提出分	非公開	不存在		
47	7/22	建設リサイクル法解体等届出台帳 （受付年月日：令和元年7月4日～令和元年7月22日）	建築住宅課	7/31	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：令和元年7月4日～令和元年7月22日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く） ・個人の電話番号	
48	7/29	1覚書締結一式 （平成31年度1月埼玉県企業局と越谷荻島地区（仮称）産業団地整備の事業化に向けた合意書取得に関する覚書締結一式） 2地元説明会資料及び出席者の質問・回答含む資料一式 （平成31年1月と2月実施）	都市計画課	8/8	・越谷荻島地区（仮称）産業団地整備の事業化に向けた合意書取得に関する覚書（平成31年1月30日締結） ・埼玉県企業局との覚書締結について（伺い）（平成31年1月30日決裁） ・埼玉県企業局との覚書締結に関する協議に対する回答について（伺い）（平成31年1月30日決裁） ・荻島地区土地利用に関する地元説明会 資料一式（平成31年1月31日、2月3日開催）	公開			
					荻島地区土地利用に関する地元説明会 質疑応答記録 （平成31年1月31日、2月3日開催）	部分公開	第7条第1号	質疑応答記録のうち、質問者の所有する土地の地番	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
49	7/30	開発行為等計画書（番号特定）の案内図と対応する開発行為事前協議書と工事着工届出書又は公共施設設備等着工届、土地利用計画図、平面図、立体図	開発指導課	8/9	・開発行為等事前協議書のうち表紙、案内図、配置図、平面図及び立体図の部分 計17件 ・公共施設設備等着工届のうち、表紙 計2件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名（市職員を除く） ・建築士の登録番号（法人の代表者を除く） ・個人の印影（市職員を除く） ・法人の印影 ・平面図の間取り部分	
					・開発行為等計画届（番号特定）に対応する開発行為等事前協議書 ・開発行為等計画届（番号特定）に対応する工事着工届出書又は公共施設整備等着工届	非公開	不存在		
50	7/31	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年7月1日～令和元年7月31日届出分	開発指導課	8/14	令和元年7月1日～令和元年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名（法人が公開している氏名を除く） ・個人の印影 ・法人の印影	
51	8/2	越谷市が行う生活困窮者世帯を対象とする子どもの学習支援事業について ・平成29年度分、平成30年度分の、越谷市生活困窮者学習支援事業業務委託契約書、越谷市生活困窮者学習支援事業業務委託仕様書、同特記仕様書、及びそれぞれについて添付書類一式 ・平成29年度分、平成30年度分の、同上記業務委託契約に基づき受託事業者が越谷市に提出する月次完了報告書兼確認書及び添付書類一式。 ・上記年度について、受託業者から年度についてまとめた包括的報告書があればその報告書	生活福祉課	8/14	「平成29年度分、平成30年度分の、越谷市生活困窮者学習支援事業業務委託契約書、越谷市生活困窮者学習支援事業業務委託仕様書、同特記仕様書、及びそれぞれについて添付書類一式」に該当するもの。 ・委託契約書 （件名：越谷市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託、契約日：平成29年4月1日） 他25件	部分公開	第7条第1号第4号	・契約の相手方の立会人の氏名 ・法人の印影	
					平成29年度及び平成30年度における「越谷市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託」について、受託事業者からの総括的報告書	非公開	不存在		
52	8/2	平成30年度に実施された、案件名「路面下空洞調査業務委託」に係る委託報告書 一式	道路総務課	8/15	平成30年度「路面下空洞調査業務委託」報告書	部分公開	第7条第1号第2号	・受注業者の従業員の氏名 ・特定の個人が識別され得る写真 ・車両のナンバープレート ・路面下空洞探査車の平面図・側面図・仕様・ナンバープレート ・ハンディ型地中レーダの仕様 ・スコープ機器の使用 ・スコープカメラの概要図	
53	8/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 令和元年7月1日～令和元年7月31日届出分	開発指導課	8/14	令和元年7月1日～令和元年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名（法人が公開している氏名を除く） ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
54	8/8	令和元年8月8日現在で加入中の損害保険及び共済の証券及び明細書。ただし、保険の期間が一年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満の契約は除く	障害福祉課	8/21	送迎サービス補償加入証（保険期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日）	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
			地域医療課	8/21	傷害総合保険（契約日：平成31年4月12日）	部分公開	第7条第4号第6号才	・法人及び取締役社長の印影 ・証券番号	
			市民健康課	8/21	事業活動総合保険（契約日：令和1年5月28日）	部分公開	第7条第4号第6号才	・法人及び取締役社長の印影 ・証券番号	
			治水課	8/21	賠償責任保険証券（契約日：平成31年4月26日）	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	・社員名 ・法人及び取締役社長の印影 ・証券番号	
			市街地整備課	8/21	賠償責任保険証券（契約日：平成31年4月1日）	部分公開	第7条第4号第6号才	・法人及び取締役社長の印影 ・証券番号	
			市立病院庶務課	8/21	病院賠償責任保険 保険料お見積書（保険期間：平成31年4月30日から平成32年4月30日）	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	
			消防本部総務課	8/21	消防業務賠償責任保険加入者証（保険期間：平成30年10月1日～平成31年10月1日）	部分公開	第7条第6号才	・証券番号	
55	8/9	・診療報酬 K909 流産手術に記載されているMVAシステムの品目、その購入数及び価格が記載されている資料（平成30年4月～平成31年3月分、越谷市立病院） ・「流産手術1 イ 手動真空吸引法によるもの」の算定件数が記載されている資料（平成30年4月～平成31年3月分、越谷市立病院）	市立病院庶務課		※取下げ				
			市立病院医事課		※取下げ				
56	8/19	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なもの（限り、100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅のものを除く。令和元年7月1日～令和元年7月31日届出分	開発指導課	8/28	令和元年7月1日～令和元年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅のものを除く）（※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の担当の氏名（法人が公開している氏名を除く） ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
57	8/20	平成30年・令和元年度に契約した、道路賠償責任保険の保険期間・補償額・保障内容・保険料が記載された証券・明細書の写し。平成25年から平成30年の過去6年間の事故件数・支払保険金額の実績のわかる文書の写し	道路総務課	8/28	・道路賠償責任保険被保険者証（保険期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日） ・道路賠償責任保険被保険者証（保険期間：平成31年年4月1日～平成32年年3月31日）	部分公開	第7条第4号第6号才	・法人の印影 ・証券番号	
58	8/22	法人（特定）と法人（特定）の契約書 今年度分	観光課	9/4	法人（特定）と法人（特定）の契約書 今年度分	非公開	不存在		
59	8/22	法人（特定）と法人（特定）の契約 今年度分	観光課	9/4	法人（特定）と法人（特定）の契約 今年度分	非公開	不存在		
60	8/22	越谷市と越谷市レイクタウン4丁目1番4・5・6の地番を利用するについての契約書（契約相手方）	観光課	9/4	覚書（甲：越谷市 乙：法人（特定）、平成31年4月1日）	部分公開	第7条第4号	法人（特定）の代表理事の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
61	8/23	建設リサイクル法解体等届出 台帳 (受付年月日:令和元年7月 23日~令和元年8月23日)	建築住宅課	9/3	建設リサイクル法解体届出等 台帳 (受付年月日:令和元年7月 23日~令和元年8月23日)	部分公開	第7条 第1号	・個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)	
62	8/27	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年8月1日~令和元年8月27日届出分	開発指導課	9/5	令和元年8月1日~令和元年8月27日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条 第1号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名(法人が公開している氏名を除く)	
63	8/28	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目(3枚目の住民住所氏名頁は不要)。 令和元年7月23日以降提出分	開発指導課	9/5	・公共施設整備等協定書(日付等特定)の添付書類である近隣説明等報告書のうち、報告書の表紙及び別紙の部分2件 ・近隣説明等報告書(日付特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分	部分公開	第7条 第1号 第4号	・代理者の担当の氏名(法人の代表者を除く) ・設計者の担当の氏名 ・法人の印影 ・個人の印影	
64	8/30	区16-1 線形が分かる図面	市街地整備課	9/10	変更後平面図(工事名:街路築造工事(区16-1号線))	公開			
65	9/3	・今年度の各小学校の調査研究報告書のうち社会科について ・今年度の教科書展示会でのアンケート階層別記入数及び内容一覧	指導課	9/13	・令和元年度小学校調査研究報告書[社会科について] ・令和元年度教科書展示会アンケート集約	公開			
66	9/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限り。 令和元年8月1日~令和元年8月31日届出分	開発指導課	9/17	令和元年8月1日~令和元年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条 第1号 第4号	・届出者の担当の氏名(法人が公開している氏名を除く) ・個人の電話番号 ・土地所有者の氏名及び住所のうち、誤記の部分 ・個人の印影 ・法人の印影	
67	9/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る、100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅のものを除く。 令和元年8月1日~令和元年8月31日届出分	開発指導課	9/17	令和元年8月1日~令和元年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅のものを除く) (※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条 第1号 第4号	・届出者の担当の氏名(法人が公開している氏名を除く) ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
68	9/9	金入り設計書(代価表含む)及び見積一覧表(14件)	営繕課	9/20	・令和元年度老人福祉センターゆりのき荘ろ過装置修繕設計書 ・令和元年度老人福祉センターくすのき荘3階ホール吹抜系統等空調機改修工事設計書 ・令和元年度第二学校給食センター冷温水発生機交換工事設計書 他11件	部分公開	第7条 第6号 イ	内訳書の備考欄並びに代価表の名称欄、員数欄、金額欄及び備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
69	9/10	道路予備設計業務委託(健康福祉村大袋線)金入り設計書一式・委託総括書・種別内訳書・代価明細表	道路建設課	9/17	令和元年度道路予備設計業務委託(健康福祉村大袋線)委託設計書	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
70	9/13	別紙工事案件の金入り設計書。見積単価採用の場合見積単価採用書	農業振興課	9/26	・令和元年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業農道整備工事(31-1)設計書 ・令和元年度 かんがい排水等整備工事(31-1)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			道路建設課	9/13	・平成31年度 歩道整備工事(市道2262号線)設計書 ・平成31年度 道路舗装工事(市道90004号線)設計書 ・令和元年度 通学路改良工事(市道80003号線)設計書 他4件	公開			
					・令和元年度 通学路改良工事(市道60608号線)設計書 ・令和元年度 道路改良工事(市道10032号線)設計書 ・令和元年度 道路補修工事(市道40971号線外1路線)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			治水課	9/26	・令和元年度 新川都市下水道築造工事31-1設計書 ・令和元年度 新川用水整備工事31-1設計書 ・平成31年度 応急対策工事(31-1)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			下水道課	9/26	・令和元年度 公共下水道築造工事(第5-7号汚水幹線の支線)設計書 ・令和元年度 公共下水道補修工事(第5-7号汚水幹線の支線)設計書	公開			
					令和元年度 公共下水道改修工事(管更生)設計書	部分公開	第7条第2号第4号	・価格調査業務委託報告書の業務概要のうち3. 調査価格条件等 ・法人の印影	
			市街地整備課	9/19	・令和元年度 下水道築造工事(大竹中央通り線)設計書 ・令和元年度 街路築造工事(6-94号線外5路線)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
71	9/17	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目(3枚目の住民住所氏名頁は不要)。 令和元年8月29日以降提出分	開発指導課	9/30	公共施設整備等協定書(日付等特定)の添付書類である近隣説明等報告書のうち、報告書の表紙及び別紙の部分 2件	部分公開	第7条第1号第4号	・代理者の担当の氏名 ・設計者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
72	9/18	建築リサイクル法解体等届出台帳 (受付年月日:令和元年8月26日~令和元年9月18日)	建築住宅課	10/1	建築リサイクル法解体届出等台帳 (受付年月日:令和元年8月26日~令和元年9月18日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名を除く) ・個人の電話番号	
73	9/19	開発行為計画書(番号特定)の案内図と対応する開発行為事前協議書と工事着工届出書又は公共施設設備等着工届、土地利用計画図、平面図、立体図	開発指導課	10/3	・開発行為等事前協議書(日付等特定)のうち、表紙、案内図、配置図、平面及び立体図の部分 計12件 ・開発行為等事前協議書(日付等特定)のうち、表紙、案内図、配置図の部分 計3件 ・工事着工届出書のうち、表紙の部分 計2件 ・公共施設整備等着工届のうち、表紙の部分 計2件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名(市職員及び法人が公開している氏名を除く) ・建築士の登録番号(法人が公開している登録番号を除く) ・個人の印影(市職員を除く) ・法人の印影 ・平面図の間取り及び断面図部分	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					・開発行為等計画届（番号特定）に対応する開発行為等事前協議書 ・開発行為等計画書（番号特定）に対応する開発行為等事前協議書のうち、平面図及び立面図の部分 ・開発行為等計画届（番号特定）に対応する工事着工届出書又は公共施設整備等着工届の表紙	非公開	不存在		
74	9/20	令和元年（行コ）第179号東京高裁に提出された答弁書3頁（4）における、越谷市が法人（特定）に是正措置を講じた内容の文書（別添の内容）	観光課	10/4	令和元年（行コ）第179号東京高裁に提出された答弁書3頁（4）における、越谷市が法人（特定）に是正措置を講じた内容の文書（別添の内容）	非公開	不存在		
75	9/26	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年8月28日～令和元年9月26日届出分	開発指導課	10/8	令和元年8月28日～令和元年9月26日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・個人の印影 ・法人の印影	
76	9/27	工事名 橋梁補修工事（中堀橋）の金入り本工事内訳書、金入り代価表、諸経費計算書、積算根拠書	道路建設課	10/4	令和元年度 橋梁補修工事（中堀橋）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
77	10/1	令和元年度第1回越谷市土地開発公社所有地売却募集の入札結果（入札金額、落札者情報等）	土地開発公社事務局	10/2	越谷市土地開発公社公売 土地売買契約者一覧表	公開			
78	10/1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る、100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅のものは除く。 令和元年9月1日～令和元年9月30日届出分	開発指導課	10/11	令和元年9月1日～令和元年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅のものを除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・届出者の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・個人の電話番号 ・土地所有者の氏名のうち、誤記の部分 ・個人の印影 ・法人の印影	
79	10/2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 令和元年9月1日～令和元年9月30日届出分	開発指導課	10/11	令和元年9月1日～令和元年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・土地所有者の氏名のうち、誤記の部分 ・個人の印影 ・法人の印影	
80	10/7	建設リサイクル法解体等届出台帳 （受付年月日：令和元年9月19日～令和元年10月8日）	建築住宅課	10/18	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：令和元年9月19日～令和元年10月8日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名を除く）	
81	10/9	かんがい排水整備工事（31-2）金入り設計書	農業振興課	10/21	令和元年度 かんがい排水整備工事（31-2）設計書	公開			
82	10/6	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目（3枚目の住民住所氏名頁は不要）。 令和元年9月18日以降届出分	開発指導課		※取下げ				

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
83	10/23	千足幹線排水路整備に伴う詳細設計業務委託	治水課	11/6	令和元年度 千足幹線排水路整備に伴う詳細設計業務委託設計書	公開			
84	10/25	平成25年5月8日に入札が行われた、消防・救急デジタル無線整備工事に関する(1)入札結果調書(2)消防本部と業者と業者との契約書(3)仕様書	契約課	11/8	・越谷市公告(公告日:平成25年4月10日 工事名:消防・救急デジタル無線整備工事) ・入札記録書(入札年月日:平成25年5月8日 件名:消防・救急デジタル無線整備工事) ・議決通知書(越契第92号 通知日:平成25年6月19日)	公開			
					建設工事請負仮契約書(件名:消防・救急デジタル無線整備工事 契約日:平成25年5月13日)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
85	10/25	平成30年度、令和元年度に実施された、案件名「管路調査業務委託(路面下空洞調査)」に係る以下の書類 ・委託報告書一式 ・設計図書(金入りのもの)一式	下水道課	11/8	平成30年度 管路調査業務委託(路面下空洞調査)設計図書一式、平成31年度 管路調査業務委託(路面下空洞調査)設計図書一式として、案内図、委託設計書、特記仕様書、空洞調査箇所一覧表、平面図 計10件	公開			
					・管路調査業務委託(路面下空洞調査)報告書(平成31年2月) ・管路調査業務委託(路面下空洞調査)調査報告書(令和元年9月)	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・受注業者の従業員の氏名、資格、携帯電話番号 ・特定の個人が識別される写真 ・路面下空洞探査車の外観・仕様ほか、保有する性能を類推できる部分 ・受注業者の従業員の印影	
86	10/28	・道路舗装工事(市道90004号線) ・道路舗装工事(市道80074号線) ・東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業農道整備工事(31-1) ・かんがい排水等整備工事(31-1) ・道路舗装工事(市道2231号線)	農業振興課	11/7	・令和元年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業農道整備工事(31-1)設計書 ・令和元年度 かんがい排水等整備工事(31-1)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			道路建設課	11/7	・令和元年度 道路舗装工事(市道90004号線)設計書 ・令和元年度 道路舗装工事(市道80074号線)設計書 ・令和元年度 道路舗装工事(市道2231号線)設計書	公開			
87	10/30	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年9月27日～令和元年10月31日届出分	開発指導課	11/12	令和元年9月27日～令和元年10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(県職員及び法人が公表している氏名を除く) ・法人の印影(行政機関の印影を除く)	
88	11/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 令和元年10月1日～令和元年10月31日届出分	開発指導課	11/18	令和元年10月1日～令和元年10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(県職員及び法人が公表している氏名を除く) ・個人の印影 ・法人の印影(行政機関の印影を除く)	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
89	11/5	別紙工事案件の金入り設計書 見積単価採用の場合見積単価 採用根拠書	農業 振興 課	11/18	・令和元年度 かんがい排水 整備工事(31-3)設計書 ・令和元年度 農道整備工事 (31-1)設計書 ・令和元年度 かんがい排水 整備工事(31-2)設計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称	
			道路 建設 課	11/19	令和元年度 東埼玉資源環境 組合周辺環境整備工事(市道 2180号線)設計書	公開			
			・令和元年度 橋梁耐震整備 工事(堂面橋)設計書 ・令和元年度 橋梁補修工事 (中堰橋)設計書		部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称		
			治水 課	11/19	・令和元年度 御料堀ポンプ 場耐震化改修工事設計書 ・令和元年度 公共下水道築 造工事(新方川第17号雨水幹 線の支線)31-1設計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称	
					令和元年度 応急対策工事 (31-2)設計書	非公 開	第7条 第6号 イ		
			下 水 道 課	11/15	・令和元年度 公共下水道補 修工事(取付管)設計書 ・令和元年度 マンホール蓋 改修工事(越谷第七一処理 分区)その2設計書	部分 公開	第7条 第1号 第2号 第4号	・担当の氏名 ・見積りを行った事業者が わかる部分 ・法人の印影	
			市街 地 整 備 課	11/14	令和元年度 盛土整地工事 (213街区)設計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称	
公園 緑 地 課	11/11	令和元年度 公園整備工事 (仮称)記島河原公園)設 計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称				
90	11/7	越谷市まちの整備に関する条 例のうち、事業者が届ける開 発行為等計画届(第1号様式 第4条関係)。ただし、近隣 住民の周知に必要なものに限 り、100㎡(開発面積)未満 のもの。駐車場、資材置場、 専用住宅のものは除く。 令和元年10月1日~令和元年 10月31日届出分	開発 指導 課	11/18	令和元年10月1日~令和元年 10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が必 要なもの届出書の表紙部分 (100㎡(開発面積)未満の もの。駐車場、資材置場、専 用住宅のものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(県職員及 び法人が公表している氏名 を除く) ・法人の印影(行政機関の 印影を除く) ・個人の印影	
91	11/11	建設リサイクル法解体等届出 台帳 (受付年月日:令和元年10月 8日~令和元年11月11日)	建築 住宅 課	11/20	建設リサイクル法解体届出等 台帳 (受付年月日:令和元年10月 8日~令和元年11月11日)	部分 公開	第7条 第1号	個人の氏名及び住所(法人 の代表者等、技術管理者及 び主任技術者の氏名を除 く)	
92	11/14	建設工事の金入り設計書(本 工事費内訳書、詳細代価表) 特殊施工、材料の3社見積比 較表(5件)	農業 振興 課	11/28	令和元年度 かんがい排水整 備工事(31-2)設計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称	
			道路 建設 課	11/28	令和元年度 東埼玉資源環境 組合周辺環境整備工事 (市道2180号線)設計書	公開			
					令和元年度 橋梁耐震整備工 事(間久里新田橋)設計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称	
			治 水 課	11/28	令和元年度 御料堀ポンプ場 耐震化改修工事設計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称	
			下 水 道 課	11/26	令和元年度 公共下水道改修 工事(管更生)設計書	部分 公開	第7条 第2号	見積りを行った事業者の名 称	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
93	11/18	別紙工事案件の金入り設計書見積単価採用の場合見積単価採用根拠書	道路建設課	11/26	令和元年度 道路補修工事（市道1101号線）設計書	公開			
					・令和元年度 道路補修工事（市道30459号線）設計書 ・令和元年度 橋梁耐震整備工事（堂面橋）設計書 ・令和元年度 道路舗装工事（市道60468号線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
94	11/20	本件請求日現在におけるところの越谷市が締結している顧問弁護士らとの間における「法律顧問契約書」またはそれに相当する文書の全文及び当該弁護士らの所属弁護士会、氏名、登録番号のすべて	法務課	12/4	・顧問弁護士委託契約書（契約日：平成31年4月1日） ・履歴書	部分公開	第7条第1号第2号	・弁護士の印影 ・弁護士の住所、電話番号及び生年月日 ・学歴及び経歴のうち、年月及び公開していない経歴	
					本件請求日現在におけるところの越谷市が締結している顧問弁護士らの所属弁護士会及び登録番号	非公開	不存在		
			市立病院庶務課	12/4	法律顧問弁護士委託契約書（契約日：平成31年4月1日）	部分公開	第7条第2号	・弁護士の印影	
					本件請求日現在におけるところの越谷市が締結している顧問弁護士らの所属弁護士会及び登録番号	非公開	不存在		
95	11/20	金入り設計書（7件）	道路建設課	12/2	平成27年度 橋梁補修工事（不動橋）設計書	公開			
			学校管理課	12/2	平成30年度 千間台中学校プール槽床面塗装修繕 設計書	公開			
			営繕課	11/27	・平成31年度 宮本小学校プール塗装工事 設計書 ・平成30年度 桜井小学校プール塗装工事 設計書 ・平成26年度 北越谷小学校プール塗装工事 設計書 他2件	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
96	11/25	東越谷土地区画整理事業に係る、施行地区位置図、換地図（従前の宅地及び換地）、新旧地番対照表。	市街地整備課		※取下げ				
97	11/29	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年11月1日～令和元年11月29日届出分	開発指導課	12/12	令和元年11月1日～令和元年11月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・個人の印影	
98	12/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る、100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅のものを除く。 令和元年11月1日～令和元年11月30日届出分。	開発指導課	12/12	令和元年11月1日～令和元年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅のものを除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・個人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
99	12/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 令和元年11月1日～令和元年11月30日届出分	開発指導課	12/17	令和元年11月1日～令和元年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名及び住所（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・届出者の氏名のうち、誤記の部分（法人が公表している氏名及び住所を除く） ・土地所有者の住所のうち、誤記の部分 ・個人の印影 ・法人の印影	
100	12/5	別紙の金入り設計書	道路建設課	12/11	平成31年度 草刈業務委託設計書	公開			
			市街地整備課	12/11	平成31年度 草刈清掃委託（西大袋その2）設計書	公開			
			公園緑地課	12/12	・平成30年度 樹木剪定委託（逆川緑道外2か所）設計書 ・平成30年度 樹木剪定委託（千間台第三公園）設計書 ・平成30年度 樹木剪定委託（千間台第一公園）設計書 他2件	公開			
101	12/6	下記記載の固定資産標準宅地の平成29年1月1日を価格時点とする鑑定評価書および標準宅地調査、価格算定補足資料等付随する資料一式 ・標準地番号：48、所在：レイクタウン四丁目2-1外 ・標準地番号：50、所在：レイクタウン四丁目1-1、-2	資産税課	12/18	・平成30年度（基準年）標準宅地鑑定評価書（標準地番号48 所在：レイクタウン4丁目2番1外） ・平成30年度（基準年）標準宅地鑑定評価書（標準地番号50 所在：レイクタウン4丁目1番1外）	部分公開	第7条第1号第4号第6号第7号	・取引事例の所在の丁目がわかる部分 ・法人の印影、不動産鑑定士の署名及び印影 ・所有者名	
102	12/6	・市立病院エアコン改修工事 ・市立病院医療ガス設備改修工事 以上工事の金入り設計書（代価表含む）、「見積一覧表」	営繕課	12/18	・令和元年度市立病院医療ガス設備改修工事設計書 ・令和元年度市立病院エアコン改修工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
103	12/10	建設工事の金入り設計書（本工事費内訳書、詳細代価表） 特殊施工、材料の3社見積比較表（5件）	道路建設課	12/17	・令和元年度 橋梁耐震整備工事（堂面橋）設計書 ・令和元年度 道路補修工事（市道30459号線）設計書 ・令和元年度 道路舗装工事（市動60468号線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			治水課	12/20	令和元年度 公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）31-1設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			下水道課	12/16	令和元年度 公共下水道補修工事（取付管）設計書	部分公開	第7条第2号第4号	見積りを行った事業者の名称 法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
104	12/16	開発行為等計画（番号特定）の案内図と対応する開発行為事前協議書と工事着手届出書又は公共施設整備等着工届、土地利用計画図、平面図、立面図のうち、提出されているもの	開発指導課	12/24	・受付番号第577号のうち、案内図の部分 ・受付番号第622号のうち、案内図の部分	公開			
					・受付番号に対応する開発行為事前協議書（日付等特定）のうち、表紙、案内図、配置図、平面及び立体図の部分 計12件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・建築士の登録番号（法人が公開している登録番号を除く） ・個人の印影（市職員を除く） ・法人の印影 ・平面図の間取り部分	
105	12/17	建設リサイクル法解体等届出台帳 （受付年月日：令和元年11月12日～令和元年12月17日）	建築住宅課	12/25	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：令和元年11月12日～令和元年12月17日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名を除く） ・個人の電話番号	
106	12/18	越谷市生活困窮者等子どもの学習支援事業委託に関わる事業提案書と採点表	生活福祉課	1/22	令和元年度生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託に関する次の文書 ・企画提案書（提出日：平成31年2月8日） ・企画提案書（提出日：平成31年2月12日） ・企画提案評価シート	部分公開	第7条第1号第2号第4号第6号オ	企画提案書のうち、以下の部分 ・事業に従事する学習支援員予定者の氏名、資格、経歴、現在の担当業務、兼任の有無 ・特定の個人が識別され得る写真 ・企画提案書のうち、以下の部分（ただし、HP等に記載されているものは除く） ・職員及び支援員の人数と配置数 ・提携先 ・事業計画のうち、提案者独自の視点及び技術力により作成された文書及び図表に係る部分 ・法人の印影 ・企画提案評価シートのうち、評価基準 ・企画提案書のうち、実施予定場所がわかる部分	決定期限延長 12/18 ↓ 1/29
107	12/18	平成30年度に発注された委託業務の代価表を含む金入り設計書（8件）	治水課	12/27	・平成30年度 千疋幹線排水路整備に伴う基本設計業務委託設計書 ・平成30年度 浸水対策計画策定業務委託（新方川流域）設計書 ・平成30年度 浸水対策計画策定業務委託（元荒川流域）設計書 ・平成30年度 公共下水道事業計画変更業務委託設計書	公開			
			下水道課	12/26	・平成30年度 越谷市公共下水道総合地震対策実施設計業務委託設計書 ・平成30年度 越谷市公共下水道総合地震対策耐震診断業務委託設計書 ・平成30年度 越谷市公共下水道ポンプ場施設修繕・改築計画策定業務委託設計書	公開			
			市街地整備課	12/27	平成30年度 公共下水道築造工事（第3-2-1号汚水幹線の支線）に伴う設計業務委託設計書	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考	
108	12/18	平成31年度及び令和元年度に発注された委託業務の代価表を含む金入り設計書（5件）	治水課	12/27	令和元年度 新川都市下水道築造工事に伴う設計業務委託（31-1）設計書	公開				
			下水道課	12/26	・令和元年度 越谷市公共下水道管路施設修繕・改築計画策定業務委託設計書 ・令和元年度 越谷市公共下水道管路施設修繕・改築計画策定業務委託その2設計書 ・令和元年度 越谷市公共下水道人孔耐震補強実施設計業務委託設計書	公開				
			市街地整備課	12/26	令和元年度 公共下水道築造工事（第3-2-1号汚水幹線の支線）に伴う設計業務委託設計書	公開				
109	12/23	指定障害福祉サービス事業所すべての ・指定障害福祉サービス事業者等 ・指定一般相談支援従業者 ・指定特定相談支援従事者 ・指定障害児通所支援事業者等 ・指定障害児入所施設等 ・指定障害児相談支援従事者 指定後の過去の不利益な行政処分事例すべての通知（勧告・命令・取り消し・その他すべて含む）	障害福祉課		※取下げ					
			子育て支援課		※取下げ					
110	12/27	建設工事の金入り設計書（本工事費内訳書、詳細代価表）特殊施工、材料の3社見積比較表（5件）	道路建設課	1/9	令和元年道路補修工事（市道1101号線）設計書	公開				
						令和元年度道路改良工事（市道10026号線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			治水課	1/8	令和元年度応急対策工事（31-2）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称		
			市街地整備課	1/8	・令和元年度下水道築造工事（大竹中央通り線）設計書 ・令和元年度街路築造工事（区6-107号線外4路線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称		
111	12/27	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年12月2日～令和元年12月27日届出分	開発指導課	1/8	令和元年12月2日～令和元年12月27日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名（法人が公表している氏名を除く） ・個人の印影 ・法人の印影		
112	1/6	・平成26年4月1日以降薬局開設者が法人（特定）である薬局の苦情、事故、調剤ミス、インシデント等についての文書及び電磁的記録で、保健所が取得したもの ・上記を受けて、保健所が作成した文書および電磁的記録	生活衛生課	1/17	・平成26年4月1日以降薬局開設者が法人（特定）である薬局の、苦情、事故、調剤ミス、インシデント等についての文書および電磁的記録で、保健所が取得したもの ・上記を受けて、保健所が作成した文書および電磁的記録	非公開	不存在			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
113	1/7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅、宅地分譲のものを除く。令和元年12月1日～令和元年12月31日届出分。	開発指導課	1/10	令和元年12月1日～令和元年12月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅、宅地分譲のものを除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名（法人が公表している氏名を除く） ・個人の印影 ・法人の印影	
114	1/8	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。令和元年12月1日～令和元年12月31日届出分	開発指導課	1/16	令和元年12月1日～令和元年12月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名（法人が公表している氏名を除く） ・個人の印影 ・法人の印影	
115	1/9	平成31年4月開札「公園等管理委託（菖蒲田年間管理）」の金入り設計書（代価表を含む）	公園緑地課	1/21	平成31年度 公園等管理委託（菖蒲田年間管理）設計書	公開			
116	1/14	法人（特定）に係る令和元年度特定施設入居者生活介護の公募選定書類（採点表）	介護保険課	1/24	・令和元年度 公募評価項目及び採点基準（法人（特定）） ・採点表（集計）	部分公開	第7条第2号第6号オ	・公募に参加した事業者の提案に対する採点及び順位 ・対応可能床数（ホームページで公開しているものを除く） ・令和元年度公募評価項目及び採点基準のうち ・通過基準 ・評価項目欄 ・採点基準欄 ・採点表（集計）のうち、通過基準	
117	1/15	金入り設計書（9件）	維持管理課	1/24	・平成31年度 街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）設計書 ・平成31年度 除草業務委託（その1）設計書 ・令和元年度 街路樹剪定委託（市道2171号線外6路線）設計書	公開			
			市街地整備課	1/22	平成31年度 草刈清掃委託（西大袋その2）設計書	公開			
			公園緑地課	1/27	・平成31年度 公園等管理委託（鷺高第五公園外14か所）設計書 ・平成31年度 公園等管理委託（北越谷第五公園外6か所）設計書 ・令和元年度 砂場清掃業務委託（北越谷第二公園外107か所）設計書 ・令和元年度 樹木剪定委託（逆川緑道外2か所）設計書	公開			
図書館	1/28	平成31年度 市立図書館庭園管理委託設計書	公開						

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
118	1/16	開発行為等計画（番号特定）の案内図と対応する開発行為事前協議書と工事着手届出書又は公共施設整備等着工届、土地利用計画図、平面図、立面図のうち、提出されているもの	開発指導課	1/24	開発行為等計画届（日付等特定）のうち、案内図の部分	公開			
					・受付番号に対応する開発行為等事前協議書（日付等特定）のうち、表紙、案内図、配置図、平面及び立体図の部分 計5件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・建築士の登録番号（法人が公開している登録番号を除く） ・個人の印影（市職員を除く） ・法人の印影 ・平面図の間取り部分	
119	1/17	建築リサイクル法解体等届出台帳（受付年月日：令和元年12月12日～令和2年1月17日）	建築住宅課	12/25	建築リサイクル法解体届出等台帳（受付年月日：令和元年12月12日～令和2年1月17日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く） ・個人の電話番号	
120	1/17	金入り設計書（5件）	道路建設課	1/30	・令和元年度 道路改良工事（市道2020号線）2工区設計書 ・令和元年度 道路改良工事（市道80512号線）設計書 ・令和元年度 道路補修工事（市道30459号線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者名	
			治水課	1/31	令和元年度 十両堀排水機場塗装工事設計書	公開			
			営繕課	1/31	令和元年度 大袋地区センター外壁塗装工事設計書	公開			
121	1/21	開発行為等計画（番号特定）の案内図と対応する開発行為事前協議書と工事着手届出書又は公共施設整備等着工届、土地利用計画図、平面図、立面図のうち、提出されているもの	開発指導課	2/3	・開発行為等事前協議書（日付等特定）のうち、表紙、案内図、配置図、平面及び立面図の部分 計8件 ・開発行為等計画届（日付等特定）のうち、案内図の部分	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名（市職員及び法人が公表している氏名を除く） ・建築士の登録番号（法人が公開している登録番号を除く） ・居住状況に関する情報 ・個人の印影（市職員を除く） ・法人の印影 ・平面図の間取り部分	
122	1/22	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目（3枚目の住民住所氏名頁は不要）。令和元年9月18日以降提出分	開発指導課	1/30	公共施設整備等協定書（日付等特定）の添付書類である近隣説明等報告書のうち、報告書の表紙及び別紙の部分 計4件	部分公開	第7条第1号第4号	・代理者の担当の氏名（法人が公表している氏名を除く） ・設計者の担当の氏名（法人が公表している氏名を除く） ・個人の印影 ・法人の印影	
123	1/15	越谷市の専用水道施設の情報が所在地、給水人口、施設能力、原水の種別、ろ過方法、井戸柱状図、揚水試験結果、原水水質結果（直近5年）、ろ過後の水質結果（直近5年）	生活衛生課	1/29	・『越谷市立病院専用水道』専用水道布設工事設計確認申請書のうち、地層断面図及び電気検層図、揚水試験測定表、揚水試験測定結果図、水質検査結果報告書 ・『越谷市立病院専用水道』飲料水試験報告書（平成29年3月28日） ・『場所（特定）』水質検査結果書（平成24年8月31日） 他11件	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・個人の氏名 ・調査を実施した法人の名称が分かる部分 ・個人、法人（自治体を除く）の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					<ul style="list-style-type: none"> 『場所（特定）』専用水道布設工事設計確認申請書のうち、土地柱状図 『場所（特定）』専用水道敷設工事設計確認申請書のうち、地質柱状図、s-Q曲線、段階揚水試験記録表、段階揚水試験、連続・回復試験、連続揚水試験記録表、回復揚水試験記録表、水質検査結果書（原水） 『場所（特定）』専用水道布設工事設計確認申請書のうち、地層断面図並電気検層図、7. 揚水調査、揚水量と水位降下量との関係図（段階揚水試験より）、定量揚水時における水位降下カーブ 他10件	非公開	第7条第1号第2号第4号		
124	1/24	金入り設計書、単価表（2件）	道路建設課	1/31	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度橋梁定期点検業務委託（新平和橋外5橋）設計書 令和元年度道路予備設計業務委託（健康福祉村大袋線）設計書 	公開			
125	1/31	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。 令和元年12月28日～令和2年1月31日届出分	開発指導課	2/13	令和元年12月28日～令和2年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> 個人の電話番号 届出者の氏名（法人が公表している氏名を除く） 	
126	2/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。 令和2年1月1日～令和2年1月31日届出分	開発指導課	2/13	令和2年1月1日～令和2年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> 個人の電話番号 届出者の氏名及び住所（法人が公表している氏名を除く） 個人の印影 法人の印影 	
127	2/6	建設工事の金入り設計書（本工事費内訳書、詳細代価表）特殊施工、材料の3社見積比較表	道路建設課	2/14	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備工事（市道40700号線外1路線）設計書 令和元年度 道路舗装工事（市道90580号線）設計書 令和元年度 道路舗装工事（市道20502号線）設計書 	公開			
			市街地整備課	2/14	令和元年度 盛土整地工事（111街区外1街区）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者名	
			公園緑地課	2/14	令和元年度 公園整備工事（（仮称）記島河原公園）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者名	
128	2/5	金入り設計書一式・交通誘導員算出根拠	農業振興課	2/17	令和元年度 かんがい排水等整備工事（31-1）設計書	公開			
			道路建設課	2/19	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度 歩道整備工事（市道2262号線）設計書 平成29年度 橋梁耐震設計業務委託（間久里新田橋）のうち、仮縮工設計計算（その2） 	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					・令和元年度 橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）設計書 ・令和元年度 通学路改良工事（市道60608号線）設計書 ・令和元年度 道路改良工事（市道10032号線）設計書 ・令和元年度 道路補修工事（市道40971号線外1路線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			治水課	2/20	・平成31年度 応急対策工事（31-1）設計書 ・令和元年度 新川用水整備工事31-1設計書	公開			
			下水道課	2/17	・令和元年度 公共下水道築造工事（第5-7号污水幹線の支線）設計書 ・令和元年度 公共下水道補修工事（第5-7号污水幹線の支線）設計書	公開			
			市街地整備課	2/14	令和元年度 街路築造工事（区6-94号線外5路線）設計書	公開			
129	2/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る、100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅。宅地分譲は除く。令和2年1月1日～令和2年1月31日届出分	開発指導課	2/13	令和2年1月1日～令和2年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅、宅地分譲のものを除く） （※別紙がある場合は別紙を含む）	部分公開	第7条第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名（法人が公表している氏名を除く）	
130	2/12	平成31年4月16日改札「公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）」の金入り設計書（代価表含む）	公園緑地課	2/18	平成31年度公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）設計書	公開			
131	2/12	平成31年4月16日改札「公園管理委託（南荻島公園外15か所）」の金入り設計書（代価表含む）	公園緑地課	2/18	平成31年度公園管理委託（南荻島公園外15か所）設計書	公開			
132	2/12	平成31年4月16日改札「街路樹等維持管理点検（市道2340号線外53か所）」の金入り設計書（代価表含む）	維持管理課	2/18	平成31年度街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）設計書	公開			
133	2/12	平成31年5月14日改札「農業技術センター構内除草等業務委託」の金入り設計書（代価表含む）	農業振興課	2/21	令和元年度農業技術センター構内除草等業務委託仕様書のうち、内訳書	公開			
134	2/12	平成31年5月21日改札「児童館ヒマワリ庭園管理委託」の金入り設計書（代価表含む）	青少年課 児童館ヒマワリ	2/20	平成31年度児童館ヒマワリ庭園管理委託設計書	公開			
135	2/12	平成31年4月開札「公園管理委託（川柳公園）」の金入り設計書（代価表含む）	公園緑地課	2/18	平成31年度 公園管理委託（川柳公園）設計書	公開			
136	2/12	平成31年4月開札「公園等管理委託（南越谷第一公園外9か所）」の金入り設計書（代価表含む）	公園緑地課	2/18	平成31年度 公園等管理委託（南越谷第一公園外9か所）設計書	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
137	2/12	平成31年4月開札「街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）」の金入り設計書（代価表含む）	維持管理課	2/18	平成31年度 街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）設計書	公開			
138	2/12	平成31年4月開札「除草業務委託（その3）」の金入り設計書（代価表含む）	維持管理課	2/18	平成31年度 除草業務委託（その3）設計書	公開			
139	2/12	建設リサイクル法解体等届出台帳（受付年月日：令和2年1月18日～令和2年2月12日）	建築住宅課	2/25	建設リサイクル法解体届出等台帳（受付年月日：令和2年1月18日～令和2年2月12日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く） ・個人の電話番号	
140	2/12	平成31年4月開札「越谷市庁舎庭園管理委託」の金入り設計書（代価表含む）	庁舎管理課	2/25	平成31年度越谷市庁舎庭園管理業務委託設計書	公開			
141	2/12	平成31年4月開札「街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）」の金入り設計書（代価表含む）	維持管理課	2/18	平成31年度街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）設計書	公開			
142	2/12	平成31年4月開札「街路樹剪定委託（市道1130号線外5か所）」の金入り設計書（代価表含む）	維持管理課	2/18	令和元年度街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）設計書	公開			
143	2/12	平成31年4月開札「公園等管理委託（出羽公園外3か所）」の金入り設計書（代価表含む）	公園緑地課	2/18	平成31年度公園等管理委託（出羽公園外3か所）設計書	公開			
144	2/12	平成31年4月開札「公園等管理委託（越谷総合公園外28か所）」の金入り設計書（代価表含む）	公園緑地課	2/18	平成31年度公園等管理委託（越谷総合公園外28か所）設計書	公開			
145	2/13	金入り設計書（委託費内訳書・代価表）（2件）	維持管理課	2/21	・平成31年度 街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）設計書 ・令和元年度 街路樹剪定委託（市道2370号線外6路線）設計書	公開			
146	2/17	越谷市立蒲生小学校トイレ改修工事 金入り設計書一式	営繕課	2/28	令和元年度 越谷市立蒲生小学校トイレ改修工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
147	2/17	越谷市立大間野小学校トイレ改修工事 金入り設計書一式	営繕課	2/28	令和元年度 越谷市立大間野小学校トイレ改修工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
148	2/17	市立病院外来LED化照明工事 金入り設計書一式	営繕課	2/27	令和元年度市立病院外来LED化照明工事設計書	公開			
149	2/17	市立病院エアコン改修工事 金入り設計書一式	営繕課	2/27	令和元年度市立病院エアコン改修工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
150		市立病院病棟他空調機改修工事 公開日：令和元年8月23日 開札日：令和元年9月11日	営繕課		※取下げ				
151	2/17	科学技術体験センター3階系統空調機改修工事 金入り設計書一式	営繕課	2/27	令和元年度科学技術体験センター3階系統空調機改修工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
152	2/17	老人福祉センターくすのき荘3階ホール吹抜系統等空調機改修工事金入り設計書一式	営繕課	2/27	令和元年度老人福祉センターくすのき荘3階ホール吹抜系統等空調機改修工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
153	2/17	川柳一丁目マンホールポンプ発電機切替盤修繕金入り設計書一式	下水道課	2/27	令和元年度川柳一丁目マンホールポンプ発電機切替盤修繕工事設計書	公開			
154	2/18	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目(3枚目の住民住所氏名頁は不要)。令和2年1月23日以降提出分	開発指導課	2/27	公共施設整備等協定書(日付等特定)の添付書類である近隣説明等報告書のうち、報告書の表紙及び別紙の部分	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	
155	2/19	公園管理委託(大吉公園外12か所)金入り設計書	公園緑地課	2/28	平成31年度公園管理委託(大吉公園外12か所)設計書	公開			
156	2/19	公園管理委託(越谷アリタキ植物園)金入り設計書	公園緑地課	2/28	平成31年度公園管理委託(越谷アリタキ植物園)設計書	公開			
157	2/19	公園等管理委託(蒲生公園外13か所)金入り設計書	公園緑地課	2/28	平成31年度公園等管理委託(蒲生公園外13か所)設計書	公開			
158	2/19	除草業務委託(その2)金入り設計書	維持管理課	2/25	平成31年度除草業務委託(その2)設計書	公開			
159	2/27	「庭園管理委託(第1学校給食センター外2か所)」開札日:令和元年4月16日の金入り設計書一式	給食課	3/3	平成31年度庭園管理委託(第1学校給食センター外2か所)設計図書のうち、委託設計書、数量表、仕様書及び図面	公開			
160	2/28	越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。令和2年2月1日~令和2年2月28日届出分	開発指導課	3/6	令和2年2月1日~令和2年2月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公表している氏名を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	
161	3/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。令和2年2月1日~令和2年2月29日届出分	開発指導課	3/13	令和2年2月1日~令和2年2月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公表している氏名を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	
162	3/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なもの限り、100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅。宅地分譲は除く。令和2年2月1日~令和2年2月29日届出分	開発指導課	3/13	令和2年2月1日~令和2年2月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資料置場、専用住宅、宅地分譲のものを除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公表している氏名を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	
163	3/5	平成31年4月開札「公園等管理委託(仮称)大相模調節池親水公園」の金入り設計書(代価表含む)	公園緑地課	3/18	平成31年度公園等管理委託(仮称)大相模調節池親水公園)設計書	公開			
164	3/5	平成31年4月開札「公園等管理委託(千間台第四公園外18か所)」の金入り設計書(代価表含む)	公園緑地課	3/18	平成31年度公園等管理委託(千間台第四公園外18か所)設計書	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
165	3/5	平成31年4月開札「公園等管理委託（緑の森公園外15か所）」の金入り設計書（代価表含む）	公園緑地課	3/18	平成31年度公園等管理委託（緑の森公園外15か所）設計書	公開			
166	3/10	案件番号：4311000660 大袋東小学校プール塗装工事 上記1件の金額入り内訳設計書一式	営繕課	3/23	令和元年度大袋東小学校プール塗装工事設計書（変更）	公開			
					令和元年度大袋東小学校プール塗装工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
167	3/10	金額入りの設計書（5件）	道路建設課	3/24	令和元年度道路補修工事（市道10812号線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	
			営繕課	3/23	・令和元年度西方小学校理科室屋上防水改修工事設計書 ・令和元年度大沢小学校中央校舎雨漏改修工事設計書	公開			
					・令和元年度大袋東小学校プール塗装工事設計書 ・令和元年度越谷市立光陽中学校校舎外壁等改修工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	内訳書の備考欄のうち、市独自の単価の採用に係る部分	
168	3/11	金額入り設計書（2件）	治水課	3/24	令和元年度 越谷市公共下水道ポンプ場施設改築実施設計業務委託（雨水）設計書	公開			
			下水道課	3/25	令和元年度 越谷市公共下水道ポンプ場施設改築実施設計業務委託（汚水）設計書	公開			
169	3/11	金額入り設計書（2件）	道路建設課	3/24	・令和元年度 橋梁耐震設計業務委託（不動橋）設計書 ・令和元年度 道路予備設計業務委託（健康福祉村大袋線）設計書	公開			
170	3/11	金額入り設計書（2件）	道路建設課	3/23	令和元年度 橋梁補修設計業務委託（伊原橋外4橋）設計書	公開			
			下水道課	3/25	令和元年度 越谷市公共下水道人孔耐震補強実施設計業務委託 設計書	公開			
171	3/11	金額入り設計書（2件）	道路建設課	3/23	令和元年度 道路詳細設計業務委託（越谷吉川線）設計書	公開			
			下水道課	3/24	令和元年度 越谷市公共下水道ポンプ場耐震診断調査業務委託その2 設計書	公開			
172	3/13	金額入り設計書（2件）	下水道課	3/24	・令和元年度 越谷市公共下水道ポンプ場耐震診断調査業務委託設計書 ・令和元年度 越谷市公共下水道管路施設修繕・改築計画策定業務委託設計書	公開			
173	3/12	金入り設計書一式、土留・交通誘導員算出根拠（11件）	農業振興課	3/24	・令和元年度浚渫業務委託（31-2）設計書 ・令和元年度浚渫業務委託（31-3）設計書	公開			
			道路建設課	3/23	・令和元年度道路舗装工事（市道90580号線）設計書 ・令和元年度道路舗装工事（市道20502号線）設計書 ・令和元年度道路補修工事（市道1101号線）設計書 他5件	公開			
					令和元年度道路舗装工事（市道60468号線）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者の名称	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
174	3/13	越谷市の動物園等(動物飼育施設)が所有する動物の譲り渡し・譲り受け(動物交換、売買、BL等を含む)に関する文書、メモ、記録等 ・令和元(平成31)年度分を含め6年度分(平成31、30、29、28、27、26年度)。古い文書等が残っていない場合には、残っている分だけ ・動物の移動元(どこから来たのか)、移動先(どこに行ったのか)がわかる文書、メモ、記録等の開示 動物の移動元、移動先に関して一覧表等にまとめている文書がある場合、その開示	公園緑地課	3/27	キャンベルタウン野鳥の森 動物移動台帳	公開			
175	3/13	近隣住民への告知を要する物件の近隣説明等報告書の1枚目と2枚目(3枚目の住民住所氏名頁は不要)。 令和2年2月19日以降提出分	開発指導課	3/18	近隣説明等報告書(日付等特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
176	3/16	平成31年度(令和元年度)徒渉池清掃委託(千間台第四公園外5か所)金入り設計書	公園緑地課	3/30	平成31年度徒渉池清掃委託(千間台第四公園外5か所)金入り設計書	公開			
177	3/16	平成31年度(令和元年度)金入り設計書(4件)	維持管理課	3/26	・令和元年度 路面清掃業務委託(市道1031号線外7路線)設計書 ・令和元年度 路面清掃業務委託(市道1130号線外13路線)設計書 ・令和元年度 路面清掃業務委託(市道80097号線外15路線)設計書 ・令和元年度 浚渫業務委託(31-2)設計書	公開			
178	3/16	平成31年度(令和元年度)御料堀ポンプ場浚渫業務委託金入り設計書	治水課	3/26	令和元年度 御料堀ポンプ場浚渫業務委託設計書	公開			
179	3/16	平成31年度(令和元年度)金入り設計書(5件)	下水道課	3/24	・平成31年度 管路施設調査業務委託(本管調査)その1設計書 ・令和元年度 管路施設調査業務委託(本管調査)その2設計書 ・令和元年度 公共下水道改修工事(管更生)設計書 他2件	公開			
180	3/19	・竣工図書 ・耐震補強設計に関わる報告書一式 ・地盤調査資料 ・越谷サンシティの過去修繕履歴	生涯学習課	4/2	・耐震補強設計に関わる報告書一式 ・地盤調査資料 ・越谷サンシティの過去修繕履歴	非公開	不存在		決定期限延長
				4/9	越谷コミュニティプラザ新築工事建築一般図(昭和51年12月)	部分公開	第7条第1号第4号	・法人の担当者の氏名 ・個人の印影	4/2 ↓ 4/9

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとする場合や、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等を市長に届け出なければなりません。

令和元年度末までの届出件数は、1,658件となっています。実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）は原則禁止とされています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

令和元年度末までの届出件数は、目的外利用は967件で、外部提供は828件となっています。実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

※ 外部提供については、平成28年度分から、事務ごとではなく、外部提供先ごとに集計しております。

この個人情報取扱事務開始届出書や保有個人情報目的外利用等届出書等の写しは、情報公開センターでどなたでも閲覧することができます。

表7 個人情報取扱事務の届出、目的外利用等の状況

(令和2年3月31日現在)

実施機関及び課	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数	実施機関及び課	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
市長	1,249	859	672	産業廃棄物指導課	18	1	2
秘書	7	4	3	産業支援課	22	8	9
政策課	17	15	5	観光課	9	0	0
公共施設マネジメント推進課	10	4	2	農業振興課	42	26	5
広報広聴課	20	6	10	道路総務課	13	6	1
人権・男女共同参画推進課	18	0	9	道路建設課	25	31	8
財政課	6	0	0	治水課	10	8	2
行政管理課	6	2	1	下水道課	14	8	5
情報推進課	1	1	0	営繕課	3	5	0
市民税課	10	26	47	維持管理課	4	0	0
資産税課	10	19	8	都市計画課	30	57	17
収納課	8	15	14	市街地整備課	21	12	13
法務課	6	0	4	公園緑地課	13	5	1
総務課	12	0	10	開発指導課	7	6	2
人事課	17	2	12	建築住宅課	38	18	12
安全衛生管理課	14	4	6	市立病院庶務課	62	3	17
契約課	11	1	2	市立病院医事課	43	4	26
工事検査課	3	0	3	出納課	6	0	0
庁舎管理課	13	1	2	消防本部総務課	9	3	3
市民活動支援課	30	1	8	消防本部予防課	21	5	4
危機管理課	19	8	5	消防本部警防課	8	0	0
くらし安心課	30	4	23	消防本部救急課	3	0	0
市民課	31	18	24	消防本部指令課	6	2	2
北部出張所	0	0	0	消防署本署	7	1	4
南部出張所	0	0	0	議会	22	0	9
福祉推進課	36	16	16	教育委員会	256	64	98
福祉指導監査課	1	0	0	教育総務課	12	23	7
生活福祉課	15	67	62	生涯学習課	96	12	34
障害福祉課	58	61	47	スポーツ振興課	26	0	12
地域包括ケア推進課	17	20	11	図書館	25	0	2
介護保険課	23	28	19	学校管理課	12	1	21
プレミアム付商品券事業担当室	1	3	0	学務課	45	21	15
子育て支援課	66	157	44	指導課	19	2	5
子ども育成課	31	40	21	給食課	5	2	0
青少年課	29	6	7	教育センター	16	3	2
地域医療課	17	5	8	選挙管理委員会	25	7	10
市民健康課	29	26	15	監査委員	3	1	2
国民健康保険課	50	48	55	公平委員会	4	2	1
保健総務課	30	17	4	農業委員会	36	17	13
生活衛生課	51	1	7	固定資産評価審査委員会	2	1	0
衛生検査課	0	0	0	土地開発公社	20	11	10
環境政策課	35	18	18	施設管理公社	41	5	13
リサイクルプラザ	27	6	7	合計	1,658	967	828

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく令和元年度の開示請求の件数は39件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は127文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示を除いた開示率は100%となっています。

また、課別の処理状況は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示					
						不開示	存否不回答	不存在	その他	
市長	36	41	15	21	3	0	0	3	0	2
教育委員会	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39	44	15	24	3	0	0	3	0	2

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	開示決定した公文書数	部分開示決定した公文書数	不開示決定した公文書数	
市長	61	62	0	123
教育委員会	0	4	0	4
合計公文書数	61	66	0	127

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。

表10 課別の処理状況

課名	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示					
						不開示	存否 不回答	不存在	その他	
広報広聴課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
人権・男女共同参画推進課	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
法務課	4	4	2	0	2	0	0	2	0	0
市民課	9	9	2	4	1	0	0	1	0	2
生活福祉課	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
障害福祉課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
介護保険課	7	10	6	4	0	0	0	0	0	0
子育て支援課	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
子ども育成課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
生活衛生課	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0
開発指導課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
出納課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
学務課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
指導課	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
消防本署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
谷中分署	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
大相模分署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	39	44	15	24	3	0	0	3	0	2

※1件の請求で複数の課が対象となる場合は、1件に対し複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の請求件数（表8）と課別の請求件数は一致しません。

4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表11のとおりです。

表11 不開示又は部分開示の理由

理 由	件 数
開示請求者以外の者に関する情報（第15条第1号）	15
個人の評価、相談、指導等に関する情報（第15条第2号）	0
国等との協力関係等に関する情報（第15条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第15条第4号）	9
審議、検討又は協議に関する情報（第15条第5号）	0
事務又は事業に関する情報（第15条第6号）	10
法令秘情報（第15条第7号）	0
存否不回答（第18条）	0
文書不存在	3
合 計	37

※1件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※存否不回答：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表 1 2 のとおりです。

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

令和元年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示理由	不開示部分	備考
1	4/11	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る）	市民課	4/23	・郵送による住民票の写し等の請求書（日付特定）計3件 ・住民票の写しの交付請求について（日付特定） ・住民票の写し等の請求書（日付特定）計3件 ・住民票郵送請求申請書（日付特定）	部分開示	第15条第1号第4号	・法人の担当者の氏名、役職、住所及び生年月日 ・法人の担当者の名刺、運転免許証及び社員証 ・内部向け電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影（行政機関の印影を除く）	
2	4/11	相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	4/22	相談記録簿（日付特定）	部分開示	第15条第6号	・相談員の所見、相談内容及び評価等の部分 ・支援に関わる市職員及び関係機関担当者が分かる部分	
3	4/19	市長への手紙、ファックス等受付カード（番号特定）表紙及び市長の回答文書（日付特定）	広報広聴課	4/26	市長への手紙等受付カード（日付特定）のうち、表紙及び市長の回答文	開示			
4	4/22	要介護認定状況の履歴 認定調査票 主治医意見書	介護保険課	5/7	・要介護認定履歴 ・認定調査票（日付特定）計10件	開示			
					主治医意見書（日付特定）計10件	部分開示	第15条第4号	主治医の自署	
5	5/7	私との間における事件に係る裁判資料すべて（番号等特定）	法務課	5/21	・不当利得返還請求事件に係る訴状並びに第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状について（報告）（番号等特定） ・不当利得返還請求事件に係る代理人の指定及び答弁書の提出について（伺い）（日付等特定）（番号等特定） ・損害賠償請求事件に係る第1回口頭弁論について（報告）（番号等特定） ・損害賠償請求事件に係る第2回口頭弁論について（報告）（番号等特定） ・損害賠償請求事件に係る第3回口頭弁論について（報告）（番号等特定） ・不当利得返還請求事件に係る判決言渡しについて（報告）（番号等特定）	開示			
6	6/10	私との間の訴訟における、高裁分、上告分、上告受理分（番号等特定）	法務課	6/21	・不当利得返還請求控訴事件に係る訴状並びに第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状について（報告）（番号等特定） ・不当利得返還請求控訴事件に係る代理人の指定及び答弁書の提出について（伺い）（番号等特定） ・不当利得返還請求控訴事件に係る第1回口頭弁論について（報告）（番号等特定） ・不当利得返還請求控訴事件の判決言渡しについて（報告）（番号等特定） ・上告提起通知書及び上告受理申立て通知書の送達について（報告）（番号等特定） ・記録到着通知書の送達について（報告）（日付特定） ・調書の送達について（報告）（番号等特定）	開示			

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
7	6/11	精神障害者保健福祉手帳申請書（日付特定） 自立支援医療費認定申請書（日付特定）	障害福祉課	6/23	・自立支援医療費支給認定申請書（日付特定） ・精神障害者保健福祉手帳申請書（日付特定）	開示			
8	6/27	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） 戸籍のみ。直近1年分	市民課	6/28	※取下げ				
9	6/28	不明犬保護犬台帳のうち私の犬について	生活衛生課	7/8	平成30年度 不明犬・保護犬台帳のうち、請求者の記載されているページ	部分開示	第15条第1号	他の届出者の住所、氏名、電話番号	
10	7/5	印鑑証明の履歴と申請書の現存するもの。	市民課	7/19	印鑑登録証明書交付申請書	不開示	不存在		
11	7/9	要介護認定の履歴情報	介護保険課	7/19	要介護認定履歴	開示			
12	7/12	私の所有している犬の登録原本	生活衛生課	7/25	犬原簿（登録番号等特定）	開示			
13	7/12	相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	7/23	相談記録簿（日付特定）	部分開示	第15条第1号第6号オ	・開示請求者以外の者に関する記録（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） ・支援に関わる関係機関及び関係機関の担当者が分かる部分 ・相談員の所見等の部分	
14	7/17	調査票、主治医意見書、認定結果（期間特定）まで	介護保険課	7/26	・要介護認定履歴 ・認定調査票（日付特定）計7件 主治医意見書（日付特定）計7件	開示 部分開示	 第15条第4号	 主治医の自署及び印影	
15	7/26	私の犬の登録原本	生活衛生課	8/2	犬原簿（登録番号等特定）	部分開示	第15条第1号	電話番号	
16	8/15	現住所の住民票の請求書と戸籍の附票の請求書の現在保存されている全てについて	市民課	8/29	・住民票の写し等の請求書（日付特定）計4件 ・戸籍証明書等の請求書（日付特定）	開示			
17	8/15	現住所の住民票の請求書、戸籍の附票の請求書で現在保存されているもの全て	市民課	8/29	戸籍証明書等の請求書（日付特定）	部分開示	第15条第4号	個人の印影	
18	8/16	介護度の履歴（期間特定）	介護保険課	8/23	要介護認定履歴（期間特定）	開示			
19	9/12	専用住宅の建築にかかる都市計画法の手続にかかる書類一式（住所特定）	開発指導課	9/26	建築行為等申請について（日付等特定）	部分開示	第15条第4号	法人の印影	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示理由	不開示部分	備考
20	9/30	火災調査書（日付等特定）	大相模分署	10/8	火災調査報告書（番号特定）	部分開示	第15条第1号第6号才	・焼損床面積（開示請求者のみに関する情報を除く） ・損害に係る数量及び金額（開示請求者のみに関する情報を除く） ・火災発見者及び通報者の氏名、住所及び電話番号 ・建物所有者の職業、年齢及び電話番号 ・立会人の年齢（開示請求者に関する情報を除く） ・占有者の年齢及び住所（場所特定） ・被害状況が分かる記述及び写真（場所特定） ・建物損害明細書のうち、建築時の価格及び火災保険契約に関する情報 ・火災概況報告のうち、関係機関の担当者の氏名（水道企業団を除く） ・開示請求者以外の者に関する質問調書の内容	
21	10/3	住民基本台帳事務における支援措置申出書	市民課	10/17	住民基本台帳事務における支援措置申出書（年度特定）計2件	部分開示	第15条第1号第6号才	・申出者の氏名、住所、連絡先、申出内容に関する部分 ・相談機関の名称、担当者、意見に関する部分 ・支援措置の申出機関に関する部分	
22	11/11	・印鑑登録申請書（直近のもの） ・印鑑登録証明書交付申請書（上記登録後のもの）	市民課	11/11	・印鑑登録申請書 ・印鑑登録証明書交付申請書（日付特定）計3件	開示			
23	11/21	介護給付費や通所給付費の支給にあたり、聞き取りをし、家族・家庭の状況について記録しているもののうち、現存するもの	子育て支援課	12/5	・『障がい児に係る利用者負担、通所給付費支給等決定何書』のうち、「勘案事項整理票」及び「別表障害児の調査項目（5領域10項目）」計6件 ・『障がい児に係る利用者負担、通所給付費支給等決定何書』のうち、「別表障害児の調査項目（5領域10項目）」 ・『障がい児に係る利用者負担、通所給付費支給等決定何書』のうち、「勘案事項整理票」、「別表障害児の調査項目（5領域10項目）」「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標」（日付特定）	開示			
					・『障がい児に係る利用者負担、通所給付費支給等決定何書』のうち、「勘案事項整理票」（日付特定） ・『障がい児に係る利用者負担、介護給付費支給等決定何書』のうち、「介護給付費支給決定に係る調書」（日付特定）計6件	部分開示	第15条第6号才	調査員の見解等を記録した部分	
24	11/22	主治医意見書及び認定調査票の写し（期間特定）	介護保険課	12/2	認定調査票（日付特定）計2件	開示			
					主治医意見書（日付特定）計2件	部分開示	第15条第1号第4号	・担当者名 ・主治医の自署	
25	11/27	法人（特定）に関する相談内容（期間特定）	介護保険課	12/3	法人（特定）に対する相談内容（期間特定）	開示			

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
26	11/29	児童生徒事故報告書	指導課	12/10	児童生徒事故報告書（日付等特定）	部分開示	第15条第1号第6号才	開示請求者以外の者の相談内容	
27	12/13	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る）	市民課		※取下げ				
28	1/14	私についての面接記録、ケース記録（初回相談時のもの）、扶養照会及びその回答に関する文書	生活福祉課	1/28	・面接記録表（日付特定）計2件 ・ケース記録	開示			
					・扶養義務者一覧表 ・扶養届書（日付特定）計2件	部分開示	第15条第1号第4号	・電話番号 ・住所（請求者が知っている情報を除く） ・収入金額がわかる部分 ・扶養届書のうち、勤務先、生活費、家賃、資産、負債に関する情報 ・扶養届書のうち、理由及びその他の記載内容の部分 ・個人の印影（市職員を除く）	
29	1/14	事故報告書（今年度のもの）	介護保険課	1/24	事故報告書（経過版）（日付特定）	開示			
30	1/14	私がした上告受理申立ての上告受理申し立て理由書（日付等特定）	法務課	1/28	上告受理申立理由書（番号特定）	不開示	不存在		
31	1/14	私がした訴訟の上告提起の上告理由書（日付等特定）	法務課	1/28	上告理由書（番号特定）	不開示	不存在		
32	1/17	私がした公文書公開請求にかかる決裁一式及び裁決書の決裁一式（日付等特定）	出納課	1/30	・公文書公開請求書の供覧（日付特定） ・情報公開請求に係る決定について（伺い）（日付特定） ・公文書部分公開決定に対する審査請求に係る裁決について（伺い）（日付特定） ・裁決に伴う公文書提出について（日付特定） ・審査請求の裁決に伴う公文書公開決定等の送付について（伺い）（日付特定） ・公文書公開決定等に係る意見照合書等の送付について（伺い）（日付特定） ・公文書公開決定等に係る第三者意見書について（報告）（日付特定） ・審査請求の裁決に伴う部分公開の決定及び送付について（伺い）（日付特定）	部分開示	第15条第4号	法人の印影	
33	1/21	私の出産に関わる救急活動記録について（日付特定）	谷中分署	2/4	救急活動記録票（日付等特定）	部分開示	第15条第4号	医師の署名	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
34	2/12	火災原因調査報告書（日付等特定）	谷中分署	2/26	火災調査書（番号特定）	部分開示	第15条第1号第6号オ	<ul style="list-style-type: none"> ・「火災調査書」のうち、法人（特定）の、代表者の年齢及び住所、焼損床面積が分かる記述、損害額が分かる記述、並びに車両（特定）の車体番号 ・「実況見分調書（第1回）」のうち、法人（特定）の年齢及び被害状況が分かる記述 ・「火災現場写真綴」のうち、法人（特定）の被害状況が分かる記述及び写真 ・「第5図 平面図・物品配置図（法人（特定）」のうち、図面部分 ・「現場質問調書（第1回）（被質問者：私人（特定）」のうち、被質問者の住所、生年月日及び年齢 ・「火災原因判定書」のうち、法人（特定）の、被害状況が分かる記述及び、代表者の現場質問への供述内容が分かる記述 等 	
35	2/18	火災調査報告書一式（番号等特定）	消防本署	2/28	火災調査報告書一式（日付等特定）	部分開示	第15条第1号第6号オ	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者の氏名、職業、住所及び生年月日 ・損害に係る金額（開示請求者の所有物のみに関する情報を除く） ・り災建築物の建築時の価格（開示請求者に関する情報を除く） ・火災保険契約に関する情報（開示請求者に関する情報を除く） ・通報者及び開示請求者の母の現場質問調書の供述内容 ・警察職員の氏名及び生年月日 	
36	2/18	出席簿（年度等特定）	子ども育成課	2/27	保育所児童出席簿（年度等特定）計3件	部分開示	第15条第1号	児童氏名及び児童の出欠状況（開示請求者を除く）	
37	2/18	就学予定者名簿	学務課	2/27	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断受付名簿（日付特定） ・入学説明会受付名簿（日付特定） 	部分開示	第15条第1号	児童氏名、フリガナ及び世帯主氏名（開示請求者に関する情報を除く）	
38	2/21	事故報告書（年度等特定）	指導課	3/3	児童生徒事故報告書（日付等特定）	部分開示	第15条第1号第6号オ	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の者の相談内容（他の開示情報から類推できるものを除く） ・出欠状況 	
39	3/31	簡易裁判所へ送付した文書	市民課	4/8	住民基本台帳虚偽届出通知書一式（日付等特定）	部分開示	第15条第1号第6号オ	経過報告書のうち、開示請求者以外の者からの問合せ等の内容及び開示請求者以外の者に対する市の聞き取り等の内容が分かる部分	

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求や保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定等について審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じ、公平かつ迅速な審査を行う市長の附属機関です。諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重し、当該審査請求についての裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。（表13）

表13 審査会委員 (令和2年3月31日現在)

氏名	備考
会長 吉村 総一	弁護士
会長職務代理者 松浦 麻里沙	弁護士
佐藤 匡	大学准教授

2 審査会の開催状況

令和元年度の審査会の開催状況は、表14のとおりです。（11回開催）

表14 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和元年 5月20日	21号、22号事案（前年度諮問）の審査
第2回	令和元年 6月 6日	実施機関による口頭理由説明の聴取 21号、22号事案の審査
第3回	令和元年 6月24日	21号、22号事案の審査
第4回	令和元年 7月10日	21号、22号事案の審査、答申
第5回	令和元年 7月25日	23号、24号、25号事案の審査
第6回	令和元年 8月 7日	実施機関による口頭理由説明の聴取 23号、24号、25号事案の審査
第7回	令和元年 8月30日	23号、24号、25号事案の審査
第8回	令和元年 9月11日	23号、24号、25号事案の審査
第9回	令和元年 9月25日	23号、24号、25号事案の審査、 答申
第10回	令和元年11月 1日	会長、会長職務代理者の選出 26号、27号事案の審査
第11回	令和元年11月 1日	実施機関による口頭理由説明の聴取 26号、27号事案の審査

3 審査請求の処理状況

令和元年度に審査を行った審査請求は、情報公開制度（情）に関わるものが5件、個人情報保護制度（個）に関わるものが2件ありました。

審査請求の処理状況は、表15のとおりです。

表15 審査請求の処理状況

事案番号	処分の概要	審査請求日	諮問日	答申内容
		所管課	答申日	
21 (個)	国民健康保険税の領収済通知書についての不開示決定	H30.11.19	H31.4.26	決定は 妥当
		収納課	R1.7.10	
22 (個)	介護保険料の納付済通知書についての不開示決定	H30.11.19	H31.4.26	決定は 妥当
		介護保険課	R1.7.10	
23 (情)	越谷市税等のコンビニ収納代行業務において、コンビニが収納金を振り込んでいる市の口座がある金融機関がわかる文書についての非公開決定	R1.5.7	R1.5.27	決定は 妥当
		収納課	R1.9.25	
24 (情)	国民健康保険税が指定金融機関制度を利用して収納されていることがわかる文書についての部分公開決定	R1.5.7	R1.6.11	決定を取り消し、改めて公文書特定公開等の決定を行うべき
		出納課	R1.9.25	
25 (情)	コンビニ収納代行業務委託契約時に取得した、指定金融機関とセブンイレブン本部との契約書についての非公開決定	R1.5.7	R1.6.14	決定は 妥当
		契約課	R1.9.25	
26 (情)	市役所内指定金融機関派出の『当派出は、地方自治法の規定により、お取り扱いは、越谷市の税金等のみです』との表示が何条の規定がわかる文書についての非公開決定	R1.6.10	R1.8.20	不開示部分のうち、一部を開示する ことが妥当
		出納課	R1.12.6	
27 (情)	市税等の収納事務において、コンビニ店舗が越谷市指定の収納代理金融機関であることがわかる文書についての非公開決定	R1.7.22	R1.9.9	決定は 妥当
		収納課	R1.12.6	

4 審査会答申

答 申 (第21号)

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第19条第3項に基づき、平成30年11月13日付け越収第102—2号により行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 開示請求

審査請求人は、平成30年10月30日付けで実施機関に対し、本件条例第14条第1項に基づき、「私の平成30年度国民健康保険税の納付済通知書すべて（バーコード付）」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する決定

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を以下のとおり特定した。

- ① 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第4期分(通知書番号〇〇)
- ② 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第1期分(通知書番号〇〇)
- ③ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第2期分(通知書番号〇〇)
- ④ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第3期分(通知書番号〇〇)
- ⑤ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第5期分(通知書番号〇〇)
- ⑥ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第6期分(通知書番号〇〇)
- ⑦ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第7期分(通知書番号〇〇)
- ⑧ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第8期分(通知書番号〇〇)
- ⑨ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第9期分(通知書番号〇〇)
- ⑩ 平成30年度 国民健康保険税領収済通知書 第10期分(通知書番号〇〇)

(2) 実施機関は、前記で特定した保有個人情報のうち、①の情報については、本件条例第19条第1項に基づき、平成30年11月13日付けで保有個人情報開示決定を行い、②から⑨までの情報（以下「不開示情報A」という。）及び⑩の情報（以下「不開示情報B」という。）については、それぞれ次の理由から本件不開示決定を行った。

ア 不開示情報Aについては、実施機関が保存していない領収済通知書であるため存在しない。

イ 不開示情報Bについては、開示請求日時点で納付が確認されていないため存在しない。

3 審査請求等

審査請求人は、本件不開示決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法

律第68号)に基づき、実施機関に対して平成30年11月19日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

実施機関は、平成31年4月26日付けで、本件条例第28条に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る審査請求書並びに令和元年5月13日及び同年6月4日付けで審査請求人から提出された反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件不開示決定を取り消し、開示を求める。
- 2 コンビニ本部が保管する領収済通知書の所有権は実施機関にあり、実施機関は、コンビニ本部に対して領収済通知書の送付請求権がある。このことは、実施機関が保有している状況にあり、コンビニ本部が保管していることを理由に、実施機関が保有していないため不存在とする本件不開示決定は違法である。

第4 実施機関の主張要旨

本件不開示決定に係る不開示決定通知書、平成31年4月26日付け越収第6—2号の弁明書及び令和元年6月6日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

1 不開示情報Aについて

審査請求人に係る平成30年度国民健康保険税のうち、第1期、第2期、第3期、第5期、第6期、第7期、第8期及び第9期分については、コンビニエンスストアで納付されている。

このため、これに係る領収済通知書については、越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約(契約日：平成30年4月1日)に基づき、コンビニ本部が保管しており、実施機関は保有していないため存在しないとして、本件不開示決定を行った。

2 不開示情報Bについて

審査請求人に係る平成30年度国民健康保険税のうち、第10期分については、本件開示請求を受けた時点では納付が確認されていなかった。

このため、これに係る領収済通知書については存在しないとして、本件不開示決定を行った。

なお、本件不開示決定の後、審査請求人から平成30年11月19日付けで、不開示情報Bに対する保有個人情報開示請求があり、この請求日の時点では、当該情報を保有していたため、同年12月3日付けで保有個人情報開示決定を行い、同年12月7日、審査請求人に開示を行った。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求の内容と実施機関による保有個人情報の特定について

本件開示請求に係る保有個人情報として実施機関により特定されたものは、「第2 審査請求の経緯」に記載の保有個人情報であり、①の保有個人情報については開示決定がなされた。それ以外の保有個人情報については不開示決定がなされ、そのうち②から⑨までの保有個人情報（不開示情報A）はコンビニエンスストアで納付された国民健康保険税の領収済通知書であり、⑩の保有個人情報（不開示情報B）は本件開示請求時点では納付が確認されていなかった国民健康保険税の領収済通知書であった。

2 本件不開示決定の理由と争点

- (1) 本件開示請求に対し、実施機関が行った本件不開示決定は、不開示情報A及びBを開示しないとする決定であったところ、その理由は下記のとおりであった。

不開示情報Aについては、コンビニエンスストアで納付された国民健康保険税の領収済通知書であるから、コンビニ本部が保管しており、実施機関は保有していないため存在しないというものであり、不開示情報Bについては、本件開示請求を受けた時点では納付が確認されていなかったため、存在しないというものであった。

- (2) 本件不開示決定のうち、不開示情報Aを開示しないとした点については、本件条例第2条第3号が規定する「保有個人情報」の意義が問題となる。

同条同号は、保有個人情報とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下省略）」と規定しているところ、本件不開示決定では、不開示情報Aは、コンビニ本部が保管している領収済通知書であって、実施機関が保有するものではないということを不開示の理由としている。

そこで、コンビニ本部において保管している国民健康保険税の領収済通知書が、本件条例第2条第3号が規定する保有個人情報に当たるのか否かを検討する必要がある。

- (3) 本件不開示決定のうち、不開示情報Bを開示しないとした点について、実施機関の口頭理由説明によれば、不開示情報Bに該当する国民健康保険税の納付が行われたのは平成30年10月31日とのことであった。このことから、同年11月13日付の本件不開示決定時には、実施機関が領収済通知書を取得していた可能性があることになる。そこで、保有個人情報開示請求に係る情報を実施機関が保有しているか否かを判断する基準時を、開示請求時点とするのか、開示請求に対する決定時点とするのかについて、検討する必要がある。

3 本件条例の趣旨・目的と保有個人情報の意義について

- (1) 本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求

する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」(第1条)を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める(第13条)とともに、個人情報保護制度の実施機関(第2条第1号)に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求の理由や得た情報の利用目的を問わず、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している(第15条本文)。

これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」(越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ)の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。したがって、開示請求権を制限することとなる不開示決定の発動は、できる限り厳格かつ制限的に運用されなければならない。当審査会も、そのような原則を最大限に尊重することを旨として、審査に当たることとする。

- (2) 本件条例第2条第3号は、「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第2条2項に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。」と規定している。そして、越谷市情報公開条例第2条第2項は、「公文書」とは、「実施機関の職員が作成し、又は取得した文書…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

本件条例が「保有個人情報」について定義した趣旨は、本件条例によって請求することができる自己に関する個人情報の範囲、及び実施機関が個人情報を取り扱う際の規律の対象となる個人情報の範囲を定めることにある(越谷市『個人情報保護制度の手引き』5ページ)。このような趣旨からすれば、本件条例第2条第3号にいう「保有」とは、実施機関が当該個人情報の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、かつ、現実に支配、管理していることを意味すると解するべきである。

この点について、情報公開条例が規定する「実施機関が管理している」の意義が争点となった最高裁判所平成13年12月4日判決(平成11年(行ヒ)第221号、最高裁判所民事判例集55巻7号1567頁)は、条例による公開請求の対象となる公文書に当たるというためには、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した…文書…であり、かつ、実施機関が管理しているものであることを要する」と判示した。さらに、最高裁判所平成15年6月10日判決(平成13年(行ヒ)第106号、最高裁判所裁判集民事210号1頁)は、最高裁判所平成13年12月4日判決と同趣旨の判断をしたうえで、実施機関が請求に係る公文書を現実に支配、管理しているかどうかは、保存の根拠規定、保存に至る手続、保存の方法等の実態を踏まえて判断すべきであるとしている。

また、総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』（平成13年）においても、『保有しているもの』とは、所持している文書をいう。この『所持』は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合も、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱を判断する権限を有していること。…）していれば、『所持』に該当し、保有しているといえることができる」とされている。

このように、最高裁判所判決及び総務省行政管理局の解説においても、「保有」とは当該文書を利用等する権限を有するのみならず、現実に支配、管理していることが必要であるとされている。

4 不開示情報Aを不開示としたことの妥当性

- (1) 実施機関は、徴収する市税等の収納事務に関して、民間事業者と「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約」を締結している。同委託契約の契約書第2条は、収納事務は「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託（単価契約）基本仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき履行しなければならないと定めている。

そして、仕様書によれば、コンビニエンスストアで市税等が納付された場合の業務の進行は、次のとおりとなっている。

市税等が納付されたコンビニエンスストアの取扱店は、納付書の指定箇所に領収印を押印して領収済通知書を作成し（仕様書第7条第4項）、営業日ごとに取りまとめてコンビニ本部に送付する（同条第6項）。コンビニ本部は、領収済通知書等をもとに収納金額の照合を行い（仕様書第8条第2項）、領収日付印の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以上保管する（同条第10項）。コンビニ本部は、領収済通知書の保管に当たり外部漏洩、滅失することのないよう必要な措置を講じ、保管期間経過後は焼却又は溶解等の確実な方法により廃棄処分する（同条第10項）。

- (2) このように、コンビニエンスストアで納付された市税等の領収済通知書は、納付が行われた取扱店が作成し、コンビニ本部が収納金額と収納情報を照合するために利用した後は、コンビニ本部において保管し、その廃棄についてもコンビニ本部において行われているものである。

このことから、コンビニ本部は、実施機関の指揮、監督下で領収済通知書の保管等を行っているのではなく、実施機関とは別個の主体として自己の事業のために領収済通知書の作成、利用、保管等の業務を行っているものと認められるから、コンビニエンスストアで納付された市税等の領収済通知書について、実施機関が利用、提供、廃棄等を決定する権限を有しているということとはできず、現実に支配、管理しているということもできない。

- (3) したがって、コンビニエンスストアで納付された国民健康保険税の領収済通知書は、本件条例第2条第3号の保有個人情報に該当しないものであるから、本件不開示決定が、不開示情報Aについて、実施機関が保有しておらず存在しないとして不開示としたことは妥当であったと判断する。

5 不開示情報Bを不開示としたことの妥当性

- (1) 本件条例第13条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施期間が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求…をすることができる」とし、同第15条第1項は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報…のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定している。そして、同第20条は、開示決定等は「開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない」とし、開示決定等を行うべき期限を原則として15日と定めている。

このように、実施機関は原則として15日間で保有個人情報を特定し、開示しなければならないとされているところ、この期間は対象となる保有個人情報の検索に要する期間、不開示事由該当性等の審査に要する期間、開示決定等の作成に要する期間であり、正当な理由がある場合には延長をすることが認められるが、可能であれば15日より早く開示決定等を行うことが望ましい。

本件不開示決定のように、開示請求が行われた時点では存在が確認できなかった保有個人情報が、その後作成又は取得されることにより実施機関が保有するに至ることも考えられる。しかし、開示請求後の事情の変更を考慮して開示決定等を行わなければならないとすると、開示決定等の判断を行う基準時点が定まらず、必要な検索、審査の範囲を定めることもできなくなり、期限を遵守することができなくなるおそれがある。また、開示請求の対象となる保有個人情報を、将来、実施機関が保有することが予想されるような場合も考えられるが、このような場合に開示決定等を行う時期を延長することも、迅速な処理を定めた本件条例の趣旨に反すると考えられる。

したがって、開示請求に係る個人情報が保有個人情報かどうかの判断は、開示請求の時点を基準として行うのが相当である。

- (2) 領収済通知書は、実施機関が発行する納税通知書に綴られた票の一部であり、当該通知書によって市税等の納付が行われた場合は、領収印が押印されて作成されるものである。したがって、納付されていない市税等については、領収済通知書は作成又は取得されていないこととなる。

当審査会の調査によれば、本件開示請求は、平成30年10月30日に行われており、同日時点では、審査請求人の平成30年度国民健康保険税第10期分は納付されていなかったのであるから、本件開示請求が行われた時点では、対象となる保有個人情報（不開示情報B）は作成又は取得されておらず、実施機関が保有していたということもできない。

- (3) 以上から、本件不開示決定が、不開示情報Bが存在しないとして不開示としたことは妥当であったと判断する。

- (4) なお、不開示情報Bを不開示とする理由は、対象となる国民健康保険税の納付が行われていないため領収済通知書が存在しないというものであったのであるから、実施機関においては、本件不開示決定の際、審査請求人に対して、対象となる国民健康保険税の納付を行った後に改めて保有個人情報開示請求

を行うことで、審査請求人が求める保有個人情報が開示される可能性があることを教示することが望ましかったと考える。

6 結語

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件不開示決定は妥当であったと判断する。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成31年4月26日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和元年5月10日	審査請求人に弁明書の写しを送付
令和元年5月13日	審査請求人から反論書を受理 (審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし)
令和元年5月20日	審査
令和元年6月4日	審査請求人から追加の反論書を受理
令和元年6月6日	審査 実施機関から口頭理由説明を聴取
令和元年6月24日	審査
令和元年7月10日	審査

令和元年7月10日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博
委 員 吉 村 総 一
委 員 松 浦 麻里沙

答 申（第22号）

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第19条第3項に基づき、平成30年11月13日付け越介保第1066—2号により行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 開示請求

審査請求人は、平成30年10月30日付けで実施機関に対し、本件条例第14条第1項に基づき、「私の平成30年度介護保険料納付済通知書すべて（バーコード付き）」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する決定

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を以下のとおり特定した。

- ① 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第1期分(通知書番号〇〇)
- ② 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第6期分(通知書番号〇〇)
- ③ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第7期分(通知書番号〇〇)
- ④ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第2期分(通知書番号〇〇)
- ⑤ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第3期分(通知書番号〇〇)
- ⑥ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第4期分(通知書番号〇〇)
- ⑦ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第5期分(通知書番号〇〇)
- ⑧ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第8期分(通知書番号〇〇)
- ⑨ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第9期分(通知書番号〇〇)
- ⑩ 平成30年度 介護保険料納付済通知書 第10期分(通知書番号〇〇)

(2) 実施機関は、前記で特定した保有個人情報のうち、①から③までの情報については、本件条例第19条第1項に基づき、平成30年11月13日付けで保有個人情報開示決定を行い、④から⑨までの情報（以下「不開示情報A」という。）及び⑩の情報（以下「不開示情報B」という。）については、それぞれ次の理由から本件不開示決定を行った。

ア 不開示情報Aについては、実施機関が保存していない納付済通知書であるため存在しない。

イ 不開示情報Bについては、開示請求日時点で納付が確認されていないため存在しない。

3 審査請求等

審査請求人は、本件不開示決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対して平成30年11月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、平成31年4月26日付けで、本件条例第28条に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る審査請求書並びに令和元年5月13日及び同年6月4日付けで審査請求人から提出された反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件不開示決定を取り消し、開示を求める。
- 2 コンビニ本部が保管する納付済通知書の所有権は実施機関にあり、実施機関は、コンビニ本部に対して納付済通知書の送付請求権がある。このことは、実施機関が保有している状況にあり、コンビニ本部が保管していることを理由に、実施機関が保有していないため不存在とする本件不開示決定は違法である。

第4 実施機関の主張要旨

本件不開示決定に係る不開示決定通知書、平成31年4月26日付け越介保第94-2号の弁明書及び令和元年6月6日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

1 不開示情報Aについて

審査請求人に係る平成30年度介護保険料のうち、第2期、第3期、第4期、第5期、第8期及び第9期分については、コンビニエンスストアで納付されている。

このため、これに係る納付済通知書については、越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約（契約日：平成30年4月1日）に基づき、コンビニ本部が保管しており、実施機関は保有していないため存在しないとして、本件不開示決定を行った。

2 不開示情報Bについて

審査請求人に係る平成30年度介護保険料のうち、第10期分については、本件開示請求を受けた時点では納付が確認されていなかった。

このため、これに係る納付済通知書については存在しないとして、本件不開示決定を行った。

なお、本件不開示決定の後、審査請求人から平成30年11月19日付けで、不開示情報Bに対する保有個人情報開示請求があり、この請求日の時点では、当該情報を保有していたため、同年12月3日付けで保有個人情報開

示決定を行い、同年12月7日、審査請求人に開示を行った。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求の内容と実施機関による保有個人情報の特定について

本件開示請求に係る保有個人情報として実施機関により特定されたものは、「第2 審査請求の経緯」に記載の保有個人情報であり、①から③までの保有個人情報については開示決定がなされた。それ以外の保有個人情報については不開示決定がなされ、そのうち④から⑨までの保有個人情報（不開示情報A）はコンビニエンスストアで納付された介護保険料の納付済通知書であり、⑩の保有個人情報（不開示情報B）は本件開示請求時点では納付が確認されていなかった介護保険料の納付済通知書であった。

2 本件不開示決定の理由と争点

- (1) 本件開示請求に対し、実施機関が行った本件不開示決定は、不開示情報A及びBを開示しないとする決定であったところ、その理由は下記のとおりであった。

不開示情報Aについては、コンビニエンスストアで納付された介護保険料の納付済通知書であるから、コンビニ本部が保管しており、実施機関は保有していないため存在しないというものであり、不開示情報Bについては、本件開示請求を受けた時点では納付が確認されていなかったため、存在しないというものであった。

- (2) 本件不開示決定のうち、不開示情報Aを開示しないとした点については、本件条例第2条第3号が規定する「保有個人情報」の意義が問題となる。

同条同号は、保有個人情報とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下省略）」と規定しているところ、本件不開示決定では、不開示情報Aは、コンビニ本部が保管している納付済通知書であって、実施機関が保有するものではないということを開示の理由としている。

そこで、コンビニ本部において保管している介護保険料の納付済通知書が、本件条例第2条第3号が規定する保有個人情報に当たるのか否かを検討する必要がある。

- (3) 本件不開示決定のうち、不開示情報Bを開示しないとした点について、実施機関の口頭理由説明によれば、不開示情報Bに該当する介護保険料の納付が行われたのは平成30年10月30日とのことであった。このことから、同年11月13日付の本件不開示決定時には、実施機関が納付済通知書を取得していた可能性があることになる。そこで、保有個人情報開示請求に係る情報を実施機関が保有しているか否かを判断する基準時を、開示請求時点とするのか、開示請求に対する決定時点とするのかについて、検討する必要がある。

3 本件条例の趣旨・目的と保有個人情報の意義について

- (1) 本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、個人情報保護制度の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求の理由や得た情報の利用目的を問わず、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している（第15条本文）。

これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」（越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ）の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。したがって、開示請求権を制限することとなる不開示決定の発動は、できる限り厳格かつ制限的に運用されなければならない。当審査会も、そのような原則を最大限に尊重することを旨として、審査に当たることとする。

- (2) 本件条例第2条第3号は、「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」と規定している。そして、越谷市情報公開条例第2条第2項は、「公文書」とは、「実施機関の職員が作成し、又は取得した文書…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

本件条例が「保有個人情報」について定義した趣旨は、本件条例によって請求することができる自己に関する個人情報の範囲、及び実施機関が個人情報を取り扱う際の規律の対象となる個人情報の範囲を定めることにある（越谷市『個人情報保護制度の手引き』5ページ）。このような趣旨からすれば、本件条例第2条第3号にいう「保有」とは、実施機関が当該個人情報の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、かつ、現実に支配、管理していることを意味すると解するべきである。

この点について、情報公開条例が規定する「実施機関が管理している」の意義が争点となった最高裁判所平成13年12月4日判決（平成11年（行ヒ）第221号、最高裁判所民事判例集55巻7号1567頁）は、条例による公開請求の対象となる公文書に当たるというためには、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した…文書…であり、かつ、実施機関が管理しているものであることを要する」と判示した。さらに、最高裁

判所平成15年6月10日判決（平成13年（行ヒ）第106号、最高裁判所裁判集民事210号1頁）は、最高裁判所平成13年12月4日判決と同趣旨の判断をしたうえで、実施機関が請求に係る公文書を現実に支配、管理しているかどうかは、保存の根拠規定、保存に至る手続、保存の方法等の実態を踏まえて判断すべきであるとしている。

また、総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』（平成13年）においても、「『保有しているもの』とは、所持している文書をいう。この『所持』は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合も、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱を判断する権限を有していること。…）していれば、『所持』に該当し、保有しているということが出来る」とされている。

このように、最高裁判所判決及び総務省行政管理局の解説においても、「保有」とは当該文書を利用等する権限を有するのみならず、現実に支配、管理していることが必要であるとされている。

4 不開示情報Aを不開示としたことの妥当性

- (1) 実施機関は、徴収する市税等の収納事務に関して、民間事業者と「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約」を締結しており、同委託契約書第2条において、収納事務は「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託（単価契約）基本仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき履行しなければならないと定められている。

なお、本件不開示決定は、介護保険料の納付済通知書を不開示とするものであるが、介護保険料の収納事務も同委託契約の対象となっているため（委託契約書第1条）、同委託契約の「市税等」には介護保険料も含まれる。このことから、介護保険料を納付した際に作成される納付済通知書も、仕様書の「領収済通知書」に当然含まれると解される（仕様書第2条（6）、第7条第6項参照）。

そして、仕様書によれば、コンビニエンスストアで市税等が納付された場合の業務の進行は、次のとおりとなっている。

市税等が納付されたコンビニエンスストアの取扱店が納付書の指定箇所に領収印を押印して領収済通知書を作成し（仕様書第7条第4項）、営業日ごとに取りまとめてコンビニ本部に送付する（同条第6項）。コンビニ本部は、領収済通知書等をもとに収納金額の照合を行い（仕様書第8条第2項）、領収日付印の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以上保管する（同条第10項）。コンビニ本部は、領収済通知書の保管に当たり外部漏洩、滅失することのないよう必要な措置を講じ、保管期間経過後は焼却又は溶解等の確実な方法により廃棄処分する（同条第10項）。

- (2) このように、コンビニエンスストアで納付された市税等の領収済通知書は、納付が行われた取扱店が作成し、コンビニ本部が収納金額と収納情報

を照合するために利用した後は、コンビニ本部において保管し、その廃棄についてもコンビニ本部において行われているものである。

このことから、コンビニ本部は、実施機関の指揮、監督下で領収済通知書の保管等を行っているのではなく、実施機関とは別個の主体として自己の事業のために領収済通知書の作成、利用、保管等の業務を行っているものと認められるから、コンビニエンスストアで納付された市税等の領収済通知書について、実施機関が利用、提供、廃棄等を決定する権限を有しているということとはできず、現実に支配、管理しているということもできない。

- (3) したがって、コンビニエンスストアで納付された介護保険料の納付済通知書は、本件条例第2条第3号の保有個人情報に該当しないものであるから、本件不開示決定が、不開示情報Aについて、実施機関が保有しておらず存在しないとして不開示としたことは妥当であったと判断する。

5 不開示情報Bを不開示としたことの妥当性

- (1) 本件条例第13条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施期間が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求…をすることができる」とし、同第15条第1項は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報…のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定している。そして、同第20条は、開示決定等は「開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない」とし、開示決定等を行うべき期限を原則として15日と定めている。

このように、実施機関は原則として15日間で保有個人情報を特定し、開示しなければならないとされているところ、この期間は対象となる保有個人情報の検索に要する期間、不開示事由該当性等の審査に要する期間、開示決定等の作成に要する期間であり、正当な理由がある場合には延長をすることが認められるが、可能であれば15日より早く開示決定等を行うことが望ましい。

本件不開示決定のように、開示請求が行われた時点では存在が確認できなかった保有個人情報が、その後作成又は取得されることにより実施機関が保有するに至ることも考えられる。しかし、開示請求後の事情の変更を考慮して開示決定等を行わなければならないとすると、開示決定等の判断を行う基準時点が定まらず、必要な検索、審査の範囲を定めることもできなくなり、期限を遵守することができなくなるおそれがある。また、開示請求の対象となる保有個人情報を、将来、実施機関が保有することが予想されるような場合も考えられるが、このような場合に開示決定等を行う時期を延長することも、迅速な処理を定めた本件条例の趣旨に反すると考えられる。

したがって、開示請求に係る個人情報に保有個人情報かどうかの判断は、開示請求の時点を目準として行うのが相当である。

- (2) 納付済通知書は、実施機関が発行する納入通知書に綴られた票の一部であり、当該通知書によって市税等の納付が行われた場合は、領収印が押印されて作成されるものである。したがって、納付されていない市税等については、納付済通知書は作成されていないこととなる。

当審査会の調査によれば、本件開示請求は、平成30年10月30日に行われており、対象となる介護保険料が納付されたのも同年10月30日である。もっとも、実施機関の口頭理由説明によれば、当該納付に係る納付済通知書が収納事務等の委託事業者から実施機関に送付され、実施機関が当該納付済通知書を保有するに至ったのは、同年11月9日である。

したがって、本件開示請求が行われた平成30年10月30日の時点では、対象となる保有個人情報（不開示情報B）を実施機関が取得していなかったものであり、同時点で実施機関が保有していたということではできない。

- (3) 以上から、本件不開示決定が、不開示情報Bが存在しないとして不開示としたことは妥当であったと判断する。
- (4) なお、不開示情報Bを不開示とする理由は、対象となる介護保険料の納付が確認されていないため納付済通知書が存在しないというものであったのであるから、実施機関においては、本件不開示決定の際、審査請求人に対して、対象となる介護保険料の納付を行った後に改めて保有個人情報開示請求を行うことで、審査請求人が求める保有個人情報が開示される可能性があることを教示することが望ましかったと考える。

6 結語

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件不開示決定は妥当であったと判断する。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成31年4月26日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和 元年5月10日	審査請求人に弁明書の写しを送付
令和 元年5月13日	審査請求人から反論書を受理 (審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし)
令和 元年5月20日	審査
令和 元年6月 4日	審査請求人から追加の反論書を受理
令和 元年6月 6日	審査 実施機関から口頭理由説明を聴取
令和 元年6月24日	審査
令和 元年7月10日	審査

令和元年7月10日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博

委 員 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

答 申（第23号）

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第3項に基づき、平成31年2月12日付け越収第142号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求

審査請求人は、平成31年1月29日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「コンビニ収納で、コンビニは、収納金を指定された口座に振り込んでいる。この口座のある金融機関名が〔分か〕る文書、又は情報提供」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）については、当初から作成又は取得していないため存在しないとして、本件非公開決定を行った。

3 審査請求等

審査請求人は、本件非公開決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対して令和元年5月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、令和元年5月27日付け越収第18-1号により、本件条例第17条に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和元年5月7日付け審査請求書及び同年7月18日付けで審査請求人から提出された反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件非公開決定を取り消し、公開を求める。
- (2) コンビニ収納契約書によれば、コンビニ本部は、収納金を越谷市長が指定した口座に振り込んでいるので、本件対象公文書は存在する。存在しないとした実施機関の主張は虚偽である。
- (3) 実施機関は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対し、本件対象公文書について情報提供を求めることができるが、行っていない。
- (4) 公開しない理由の提示が、十分ではない。

第4 実施機関の主張要旨

本件非公開決定に係る公文書非公開決定通知書、令和元年5月27日付け越収第18—2号の弁明書及び同年8月7日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

越谷市は、越谷市税等コンビニ収納代行業務（以下「コンビニ収納業務」という。）を株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託している。この際、株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、コンビニ収納業務における収納金の取扱いについて、コンビニエンスストアとの間で別途「料金等収納業務委託契約」を締結しているが、越谷市は、当該契約には関与していない。

このため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データと「料金等収納業務委託契約」を締結したコンビニエンスストア（以下「コンビニ本部」という。）が収納金を振り込む際に、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが指定する口座について、市は把握していない。

よって、本件対象公文書については当初から作成又は取得していないため、存在しないとして本件非公開決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件条例の趣旨・目的と公開請求に係る公文書が不存在の場合の扱い

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に対し、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

また、本件条例は、公開請求の対象となる「公文書」については、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」（第2条第2項）としている。

ここにいう「実施機関が保有している」の意味は、「所管課長が具体的に公文書の存在を確認し、保管し又は保存している状態」（「情報公開制度の手引」〔改訂版〕7頁）をいい、実施機関が「公開請求に係る公文書を保有していないとき」は、「公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。」（第11条第3項）ものとしている。

本件において、実施機関は、本件対象公文書を当初から作成又は取得してい

ないとして本件非公開決定を行っているが、本件条例の諸規定の解釈・運用に当たっては、その趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件審査請求を審査するに当たっても、当審査会は、本件非公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

2 本件対象公文書と本件非公開決定の理由について

- (1) 本件公開請求は、「コンビニ収納で、コンビニは、収納金を指定された口座に振り込んでいる。この口座のある金融機関名が〔分か〕る文書、又は情報提供」について、なされている。
- (2) この公開請求に対し、実施機関は、次のような理由を述べて、本件対象公文書については当初から作成又は取得していないため存在しないとして本件非公開決定を行った、と主張している。

すなわち、越谷市はコンビニ収納業務を株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託しているが、その業務委託契約の内容から、越谷市とコンビニ本部又はその直営店及びフランチャイズ契約加盟店との間には、直接の契約関係はなく、また、コンビニ収納における収納金の取扱いについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが、コンビニ本部との間で「料金等収納業務委託契約」を締結しているが、越谷市は、その収納業務委託契約には関与していないからである。

- (3) 本件非公開決定の妥当性の有無を判断するためには、市税等のコンビニ収納の仕組みとコンビニ収納代行業務委託に関する契約関係を整理したうえで、本件対象公文書が存在しないという実施機関の主張に合理性があるかどうかを検討する必要がある。

3 市税等の収納事務の委託制度及びコンビニ収納の仕組みについて

- (1) 当審査会の調査によると、越谷市では、市税等の収納方法について次の2つの方法を採用している（答申第24号の別紙2「市税等収納イメージ図」を参照）。

第1は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条に基づく指定金融機関等への公金収納事務の委託である。この委託には、市町村が指定金融機関を指定する場合（同令第168条第2項）と普通地方公共団体の長が収納代理金融機関を指定する場合（同条第4項）が含まれる。越谷市の場合、現在、指定金融機関として株式会社埼玉りそな銀行が指定され、収納代理金融機関として株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行ほか多くの金融機関が指定されている。こうした金融機関の窓口で市税等を納付することができるのは、この制度によるものである。

第2は、地方自治法施行令第158条の2に基づく地方税収納事務の私人委託である。コンビニエンスストアで市税等を納入することができるのは、この私人委託制度に基づくものである。

(2) 上記の私人委託制度に基づくコンビニ収納の仕組みについて、当審査会が調査したところによれば、越谷市は、市税等のコンビニ収納代行業務について、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約書」（以下「契約書」という。）を取り交わしている。そして、契約書第2条は、発注者である越谷市と受注者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データは契約書及び「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託（単価契約）基本仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて収納事務を履行しなければならない、と定める。

上記の契約書及び仕様書に基づくコンビニ収納の仕組みを、本件の検討に必要な範囲でまとめると、以下のとおりである。

- ① 市税等の納付を受けた取扱店（コンビニエンスストア直営店及びフランチャイズ契約加盟店）は、収納した納付書のうちの領収済通知書を、営業日ごとに取りまとめ、コンビニ本部に送付する（仕様書第7条第6項）。
- ② 取扱店は、収納金を取扱店営業日ごとにコンビニ本部に送金する（仕様書第7条第7項）。
- ③ コンビニ本部は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で「料金等収納業務委託契約」を締結しており、越谷市が株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託している市税等の収納事務について、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから委託を受けている（契約書第3条）。
- ④ コンビニ本部は、領収済通知書と収納情報を照合し、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの指定する金融機関口座に、収納金を振り込む（仕様書第8条第7項）。
- ⑤ コンビニ本部は、領収済通知書を領収日付印の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以上保管する（仕様書第8条第10項）。
- ⑥ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、収納金を、越谷市の指定する金融機関の口座へ払い込む（仕様書第9条第5項）。

このように、取扱店で収納された収納金は、取扱店からコンビニ本部に送金され（上記②）、コンビニ本部から株式会社エヌ・ティ・ティ・データが指定した口座に送金され（上記④）、そして最終的に、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから越谷市の指定口座に送金されることになる（上記⑥）。

- (3) 契約書第8条第1項は、受注者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データが、その業務を、コンビニエンスストアを除く第三者に再委託することを禁止している。このことから、「料金等収納業務委託契約」では、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが各コンビニエンスストアに対してのみ、業務を委託することが前提とされているとみることができる。
- (4) 以上のような「料金等収納業務委託契約」の内容からすれば、市税等のコンビニ収納において、越谷市が各コンビニ本部と何らかの契約を締結することは想定されていないといえることができる。

4 本件非公開決定の妥当性について

- (1) 本件公開請求は、「コンビニ収納で、コンビニは、収納金を指定された口座に振り込んでいる。この口座のある金融機関名が〔分か〕る文書、又は情報提供」について、なされたものであるが、上記にみたとおり、越谷市におけるコンビニ収納代行業務委託契約は、越谷市と株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で締結されたものであり、越谷市とコンビニ本部との間には契約関係は存在していない。それゆえ、コンビニ収納に関し、越谷市がコンビニ本部に対して収納金を振り込む口座を指定することもあり得ないといえることができる。
- (2) 以上のことから、実施機関が、本件対象公文書は作成又は取得していないため存在しないとして本件非公開決定を行ったことには、合理的な理由があり、妥当であったと判断する。

5 情報公開制度と情報提供施策の違いについて

審査請求人は、また、審査請求人から提出された公文書公開請求書の欄外に「情報提供」を求める旨を記載したにもかかわらず、実施機関は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対し、本件対象公文書について情報提供を求めることができるのに、それを行っておらず、審査請求人に対して当然になされるべき情報提供も怠っていることが不当である旨の主張をしている。

確かに、本件条例第24条は、「情報公開の総合的な推進」をうたい、実施機関に対して、「この条例の定めるところにより公文書の公開」を行うとともに、「情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努める」べき責務を規定しており、情報公開制度の充実とともに、その制度と相互に補完的な関係にある情報提供施策の拡充を図り、市民がより多くの市政に関する情報を知る機会を得ることで、市民参加の行政が実現することが目指されていることがわかる。

しかしながら、本件条例第5条以下に規定される公文書公開制度が、市民等の請求に基づき市が保有する公文書を公開することを実施機関に義務づける制度であり、公開の可否の決定が行政処分に当たるのに対して、本件条例第24条に基づく各種の情報提供施策は、いわば行政サービスの一環であり、情報提供の求めに対する応答は行政処分には当たらないものである（「情報公開制度の手引」[改訂版]60ページ）。

したがって、情報提供の求めは情報公開制度とは別の施策であり、本件条例第6条の定めるところによりなされる公文書の公開請求において、「公文書公開請求書」の欄外に「情報提供」と追記することによってなされるべきものではなく、この点に関する審査請求人の主張も、相当であるとはいいがたい。

なお、情報提供の求めは、本件条例第24条の規定をうけて定められている「情報提供依頼書」によるほか、口頭によって行うことも可能である。実施機関においては、この両者の違いを十分にふまえて、今後は、公開請求があった時点において適切に対応するよう、要望する。

6 非公開理由の提示について

さらに、審査請求人は、本件非公開決定通知書の非公開理由の提示が、行政手続法第8条が求める処分理由の提示の制度の趣旨に反し、公開しない理由の提示が十分でない旨の主張も行っているので、この点についても言及しておくこととする。

先に見たように、本件条例第11条第3項は、実施機関が「公開請求に係る公文書を保有していないとき」は、「公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。」と定めている。

行政手続法第8条及び本件条例第11条第3項が定めている理由提示の制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てや審査請求に便宜を与える趣旨から設けられているものである。理由提示が不十分な場合には、当該処分は違法とされ、取り消すべきものとなることも、情報公開に関する判例や答申において確認されてきている。

そして、不存在を理由として非公開決定をする場合には、公開請求に係る公文書を保有していないとするだけでなく、公開請求に係る公文書を作成又は取得していないのか、あるいは、作成又は取得後に廃棄又は亡失したのかなど、存在しないことの要因についても理由提示することが求められてきている。

そのような観点から本件非公開決定通知書をみると、「当該文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。」と記載されており、先例となる判例や答申が求める水準を満たしているということが出来る。それゆえ、この点に関する審査請求人の主張にも理由があるとはいえない。

しかしながら、本件においては、本件審査請求がなされた後の令和元年5月27日付けの弁明書において、「コンビニ収納における収納金については、本市が、越谷市税等コンビニ収納代行業務を委託している株式会社エヌ・ティ・ティ・データとコンビニエンスストアの直営店及びフランチャイズ契約を締結している加盟店との間で料金等収納業務委託契約が締結されており、本市は料金等収納業務委託契約に関与していない」ため、「〔株式会社エヌ・ティ・ティ・データが指定し、〕コンビニが収納金を振り込んでいる口座については把握していない」と、不存在の理由がより具体的に明らかにされている。

このような非公開決定の理由となった請求に係る公文書が存在しないことの要因が、非公開決定通知書を交付する時点で示されていたならば、非公開の処分を受ける側の理解や納得がよりよく得られていたのではないかと、と思われる。

したがって、今後、情報公開条例の運用に当たっては、情報公開請求者の立場に立ってより丁寧な対応や説明を心掛けるよう、要望する。

7 結語

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件非公開決定は妥当であったと判断する。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和元年6月14日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和元年6月20日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和元年7月10日	審査
令和元年7月18日	審査請求人から反論書を受理 (審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし)
令和元年7月25日	審査
令和元年8月7日	審査 実施機関から口頭理由説明を聴取
令和元年8月30日	審査
令和元年9月11日	審査
令和元年9月25日	審査

令和元年9月25日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博

委 員 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

答 申（第24号）

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第2項に基づき、平成31年2月12日付け越出第320号により行った公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を取り消し、別紙1記載の公文書につき、公開の可否について検討を行ったうえで、改めて公開等の決定を行うべきである。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求

審査請求人は、平成31年1月29日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「国民健康保険税が、指定金融機関制度を利用して収納していることが分る文書、又は情報提供」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定

(1) 実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）を以下のとおり特定した。

越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書

（契約日 平成14年9月20日 受注者 株式会社あさひ銀行）

(2) 実施機関は、本件対象公文書のうち、法人の印影（以下「本件非公開情報」という。）については、本件条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当するとして、本件部分公開決定を行った。

3 審査請求等

審査請求人は、本件部分公開決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対して令和元年5月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、令和元年6月11日付け越出第53-1号により、本件条例第17条に基づき当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和元年5月7日付け審査請求書及び同年7月18日付けで審査請求人から提出された反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件部分公開決定の取消しを求める。
- (2) 本件公開請求と本件対象公文書の対応関係が分からない。
- (3) 本件対象公文書が現在も有効であるか分からない。

第4 実施機関の主張要旨

本件部分公開決定に係る公文書部分公開決定通知書、令和元年6月11日付け越出第53—2号の弁明書及び同年8月7日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象公文書を特定した理由について

指定金融機関制度は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条に基づき、金融機関を指定して、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる制度であり、当該公金とは、地方公共団体の管理に属する金銭等の総称である。

国民健康保険税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条により市町村が課することができる税目とされ、本市では、越谷市国民健康保険税条例（昭和30年条例第33号）に基づいて賦課及び徴収を行っている地方税であることから、本市の公金に含まれるものといえる。

このため、本市の指定金融機関として公金の出納事務を取り扱うことについて当該金融機関と約定している現行の契約書を、本件対象公文書として特定したものである。

2 本件非公開情報を非公開情報とした理由について

本件非公開情報は、本市と契約を締結した相手方の法人が押印した印影であって、公開することにより書類の偽造等の犯罪被害を受けるおそれがあり、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである。

このため、本件非公開情報は、本件条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当するとしたものである。

第5 本件の争点について

審査請求人の審査請求書及び反論書によれば、本件の争点は、本件対象公文書として、「越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書（契約日 平成14年9月20日 受注者 株式会社あさひ銀行）」（以下「本件契約書」という。）を特定したことの妥当性、すなわち、同契約書のみで足りているか否かの点にあるといえる。

そこで、当審査会では、以下においては、この点を中心に検討することとした。

なお、本件契約書のうち、株式会社あさひ銀行の頭取印の印影を非公開にした点について、審査請求人が審査請求書及び反論書において一切主張していないため、当審査会は、審査請求人に不服のないものと判断したが、念のため一言触れておく。

本件契約書が、越谷市と株式会社埼玉りそな銀行との間においては、現在も

有効なものとして扱われており（第6の3(4)参照）、上記印影は、文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであるといえ、印鑑の偽造や偽造印鑑の悪用等のおそれがあることから、「公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報」（本件条例第7条第4号）に該当すると認められるから、当審査会は、実施機関が同印影を非公開としたことは妥当であった、と判断する。

第6 審査会の判断

1 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に対し、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

2 本件条例第6条第1項第2号の意義について

本件条例第6条第1項は、公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、一定の事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めている。

そして、同項第2号には、「公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項」と規定されているところ、この「公文書の名称」は、法令上付されている名称に限らず、通称として用いられているものなどを広く含むこと、また、あくまでも「特定するに足りる事項」の例示であって、これが記載されていれば、常に特定として十分であるという趣旨でないことと解されている（「情報公開制度の手引」〔改訂版〕11頁）。

3 指定金融機関制度及び国民健康保険税の収納事務について

審査請求人は、本件公開請求の際、「公開請求する公文書の名称又は内容」として、「国民健康保険税が、指定金融機関制度を利用して収納していることが分る文書、又は情報提供」と記載をしている。

当審査会は、本件条例の趣旨・目的及び本件条例第6条第1項第2号の意義を踏まえ、実施機関が、本件対象公文書として本件契約書を特定したことの妥当性について検討するが、これに先立ち、指定金融機関制度及び国民健康保険税の収納事務等について調査、確認したところ、その概要は次のとおりであった。

(1) 市税等の収納事務の委託制度について

当審査会の調査によると、越谷市では、市税等の収納事務について、次の2つの方法を採用している（別紙2「市税等収納イメージ図」参照）。

第1は、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条に基づく指定金融機関等への公金収納事務の委託である。この委託には、市町村が指定金融機関を指定する場合（同令第168条第2項）と普通地方公共団体の長が収納代理金融機関を指定する場合（同条第4項）が含まれる。越谷市の場合、現在、指定金融機関として株式会社埼玉りそな銀行が指定され、収納代理金融機関として株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行ほか多くの金融機関が指定されている。こうした金融機関の窓口で市税等を納付することができるのは、この制度によるものである。

第2は、地方自治法施行令第158条の2に基づく地方税収納事務の私人委託である。コンビニエンスストアで市税等を納付することができるのは、この私人委託制度に基づくものである。

市税等の納付が、指定金融機関、収納代理金融機関、コンビニエンスストアのいずれの納付場所で行われたかにより、収納手続は異なっている。

(2) 国民健康保険税の収納事務が指定金融機関により取り扱われている法的根拠について

(1)記載のとおり、指定金融機関制度は、地方自治法第235条第2項に基づき、市町村が金融機関を指定して、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる制度であり、地方公共団体の公金とは、地方公共団体の管理に属する金銭等の総称である。

国民健康保険税は、地方税法第5条により市町村が課することができる税目とされ、越谷市では、越谷市国民健康保険税条例に基づいて賦課及び徴収を行っている地方税であるため、上記の公金に含まれる。

したがって、越谷市は、上記の法令に基づいて、株式会社埼玉りそな銀行を指定金融機関に指定し、国民健康保険税を含む公金の出納事務を取り扱わせている。

(3) 株式会社埼玉りそな銀行が指定金融機関とされている経緯について

地方自治法の改正により、昭和39年から指定金融機関制度が設けられた。

越谷市では、改正前から、株式会社埼玉銀行が公金の出納事務を扱っており、経過措置として、株式会社埼玉銀行を指定金融機関とみなすことができたため、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項に基づく議会の議決による指定の手続はとられなかった。

株式会社埼玉銀行から株式会社協和埼玉銀行を経て株式会社あさひ銀行へ、また、株式会社あさひ銀行から株式会社埼玉りそな銀行へ変わった際も、旧銀行の権利義務が新銀行に承継されている関係にあることから、指定金融機関として指定し直す必要はない旨の自治省又は総務省の見解を踏まえ、同様に、議会の議決による指定の手続はとられなかった。ただし、株式会社あ

さひ銀行から株式会社埼玉りそな銀行への指定金融機関の名称の変更にともない、地方自治法施行令第168条第10項〔現在は、平成19年政令第235号による改正により第8項となっている。〕の規定により、平成15年3月3日、越谷市長は告示を行っている。

(4) 本件契約書について

平成14年9月20日、越谷市と株式会社あさひ銀行は、公金の出納事務の取扱いについて、本件契約書を取り交わした。

株式会社あさひ銀行から株式会社埼玉りそな銀行への指定金融機関の名称の変更にともない、本件契約書の「株式会社あさひ銀行」を「株式会社埼玉りそな銀行」と読み替えることにより、現在も本件契約書は有効なものとして取り扱われている。そして、本件契約書の内容変更が必要な場合には、「越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書」を取り交わして対応してきている。

4 本件対象公文書として本件契約書を特定したことの妥当性について

以上を前提に、本件において審査請求人が「公開請求する公文書の名称又は内容」として、「国民健康保険税が、指定金融機関制度を利用して収納していることが分る文書、又は情報提供」との情報の公開を求めたのに対し、実施機関は、本件対象公文書として本件契約書を特定したことが妥当であるか否かを判断する。

当審査会は、本件対象公文書として本件契約書を特定したことが妥当であるか否かを判断するための前提として、前項記載の調査、確認作業を行った。このような経過からも、当審査会としては、この特定が妥当であるというためには、少なくとも、実施機関において、国民健康保険税の収納事務が指定金融機関により取り扱われている法的根拠に関連する文書、株式会社埼玉りそな銀行が指定金融機関とされている経緯に関連する文書、本件契約書に関連する文書につき、その存在の有無及び公開の可否についての検討がなされている必要があるのではないかとの疑義が生じた。

当審査会は、上記調査、確認作業の際、このような視点から、別紙1記載の公文書の存在を確認しているが、それらの公文書については、実施機関において、公開の可否につき十分な検討がなされていない状況にある。

5 結語

以上のとおりであるから、本件対象公文書の特定につき、実施機関の検討は不十分であると判断する。したがって、本件部分公開決定は妥当とはいえず、実施機関はそれを取り消したうえで、別紙1記載の公文書につき、公開の可否について検討し、改めて公開等の決定を行うべきであると判断する。

よって、第1「審査会の結論」のとおり判断した。

第7 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和元年6月11日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和元年6月20日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和元年7月10日	審査
令和元年7月18日	審査請求人から反論書を受理 （審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし）
令和元年7月25日	審査
令和元年8月 7日	審査 実施機関から口頭理由説明を聴取
令和元年8月30日	審査
令和元年9月11日	審査
令和元年9月25日	審査

令和元年9月25日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博

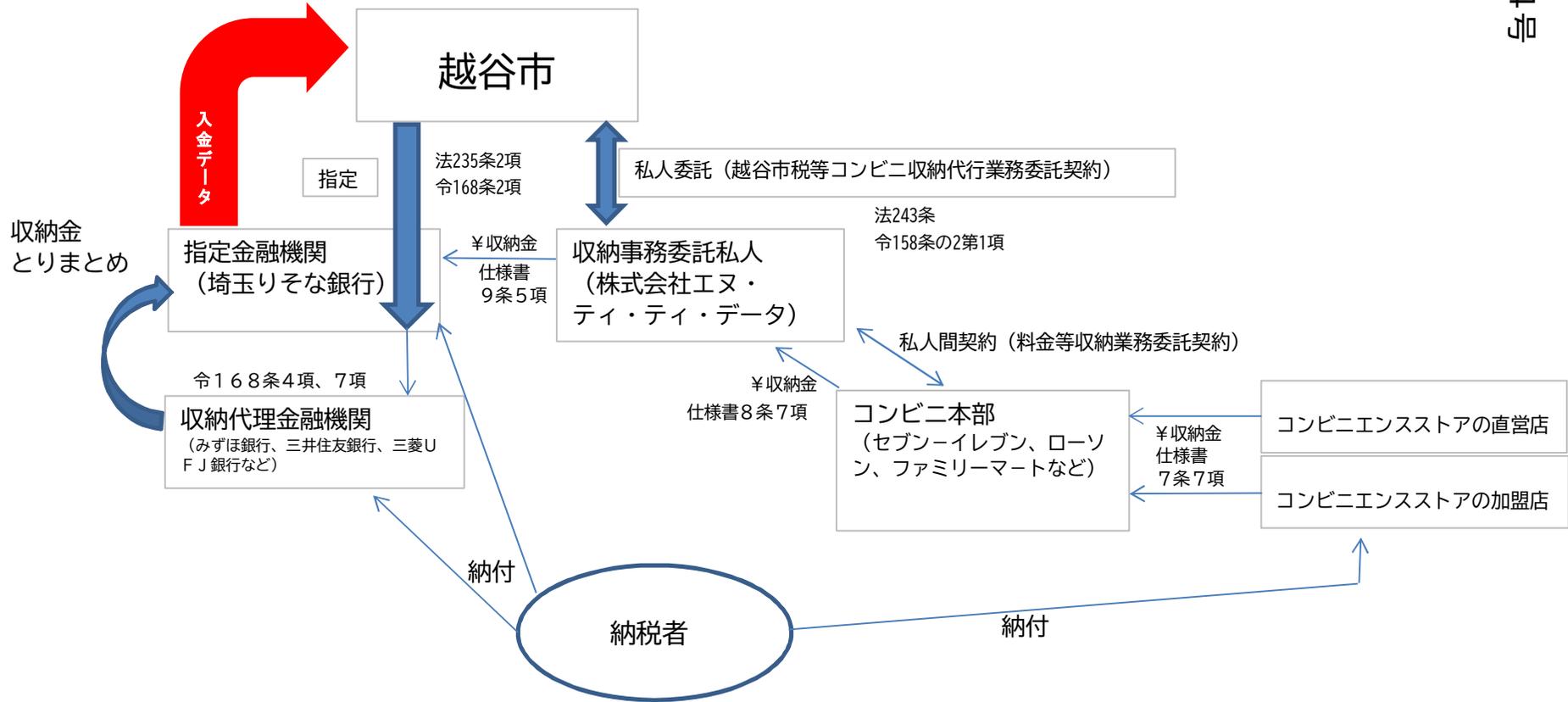
委 員 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

- 1 合併に伴う金融機関の名称変更届（平成15年1月23日付）及びその添付資料
- 2 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書（平成20年4月1日付）
- 3 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書（平成22年4月1日付）
- 4 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書（平成25年11月1日付）
- 5 越谷市指定金融機関及び越谷市収納代理金融機関の名称の変更に係る告示（平成15年告示第37号）

市税等収納イメージ図

密申第24号



法…地方自治法
 令…地方自治法施行令
 仕様書…平成30年度越谷市税等コンビニ収納代行業務委託(単価契約)基本仕様書

別紙

答 申（第25号）

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第3項に基づき、平成31年2月12日付け越契第395号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求

審査請求人は、平成31年1月29日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「コンビニ収納契約時に取得した文書のうち、指定金融機関とセブンイレブン本部との契約書」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）については、当初から作成又は取得していないため存在しないとして、本件非公開決定を行った。

3 審査請求等

審査請求人は、本件非公開決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対して令和元年5月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、令和元年6月14日付け越契第118-1号により、本件条例第17条に基づき当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和元年5月7日付け審査請求書及び同年7月18日付けで審査請求人から提出された反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件非公開決定を取り消し、公開を求める。
- (2) コンビニ店舗納付では、コンビニエンスストア（以下「コンビニ本部」という。）が銀行代理業者となることで金融機関としての資格を取得する。コンビニ収納契約書によれば、コンビニ本部は、越谷市長に店舗の名称及び住所の一覧を提出することになっており、越谷市長は、提出された一覧をもとに、コンビニ店舗を収納代理金融機関として指定している。

本件対象公文書は、コンビニ収納契約時において、コンビニ本部が金融機関である資格証明として必要な文書であり、存在する。

- (3) 実施機関は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に基づき、公金収納を私人委託していると主張するが、同条項によっては国民健康保険税や固定資産税の収納を私人に委託することはできないから、コンビニが収納事務を行うことに関して、指定金融機関とコンビニ本部とが契約を締結しているはずであり、その文書が存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

本件非公開決定に係る公文書非公開決定通知書、令和元年6月14日付け越契第118—2号の弁明書及び同年8月7日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

越谷市は、市税等のコンビニ収納代行業務について、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結しており、平成30年4月1日に「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約書」（以下「契約書」という。）を取り交わしている。

本件業務委託契約は、地方自治法施行令第158条の2第1項に基づき、公金収納を私人に委託するものであり、契約の相手方は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データである。

コンビニ本部は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから委託を受けた者であり、公金収納を受託した私人としての立場で収納業務を行っており金融機関には該当しない（契約書第3条第1項）。

コンビニ店舗にて収納された現金は、コンビニ本部で取りまとめられた後、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに払い込まれ、その後、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから指定金融機関に振込みがなされるものである（地方自治法施行令第158条の2第6項及び第158条第3項、契約書第3条第2項第2号及び同条第3項第1号）。

本件業務委託契約における業務では、指定金融機関とコンビニ本部が直接やり取りを行うことはなく、両者の間に特段の契約は存在しないことから、本件対象公文書については、実施機関において作成又は取得していないため存在しないとして、本件非公開決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

- 1 本件条例の趣旨・目的と公開請求に係る公文書が不存在の場合の扱い

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に対し、第7条各号に明

記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

また、本件条例は、公開請求の対象となる「公文書」については、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」（第2条第2項）としている。

ここにいう「実施機関が保有している」の意味は、「所管課長が具体的に公文書の存在を確認し、保管し又は保存している状態」（「情報公開制度の手引」〔改訂版〕7頁）をいい、実施機関が「公開請求に係る公文書を保有していないとき」は、「公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。」（第11条第3項）ものとしている。

本件において、実施機関は、本件対象公文書を当初から作成又は取得していないとして本件非公開決定を行っているが、本件条例の諸規定の解釈・運用に当たっては、その趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件審査請求を審査するに当たっても、当審査会は、本件非公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

2 本件対象公文書と本件非公開決定の理由について

- (1) 本件公開請求は、「コンビニ収納契約時に取得した文書のうち、指定金融機関とセブンイレブン本部との契約書」について、なされている。
- (2) この公開請求に対し、実施機関が行った本件非公開決定は、本件業務委託契約の内容上、指定金融機関とコンビニ本部とが直接やり取りを行うことは想定されていないから、本件対象公文書は実施機関において作成又は取得していないため存在しないというものであった。
- (3) 本件非公開決定では、市税等の収納方法に関する制度や、越谷市が収納事務を委託する相手との契約関係を整理したうえで、本件対象公文書が存在しないという実施機関の主張に合理性があるかどうかを検討する必要がある。

具体的には、市税等の収納を株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託していることが地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同施行令において認められているのかどうか（第3「審査請求人の主張要旨」の(3)に関連する。）、及び、コンビニ収納について指定金融機関とコンビニ本部とが契約を取り交わすことが想定されているのかどうか（第3「審査請求人の主張要旨」の(2)及び(3)に関連する）が、問題となる。

3 市税等の収納事務の委託制度について

- (1) 当審査会の調査によると、越谷市では、市税等の収納事務について、次の2つの方法を採用している（答申第24号の別紙2「市税等収納イメージ図」

参照)。

第1は、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条に基づく指定金融機関等への公金収納事務の委託である。この委託には、市町村が指定金融機関を指定する場合(同令第168条第2項)と普通地方公共団体の長が収納代理金融機関を指定する場合(同条第4項)が含まれる。越谷市の場合、現在、指定金融機関として株式会社埼玉りそな銀行が指定され、収納代理金融機関として株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行ほか多くの金融機関が指定されている。こうした金融機関の窓口で市税等を納付することができるのは、この制度によるものである。

第2は、地方自治法施行令第158条の2に基づく地方税収納事務の私人委託である。コンビニエンスストアで市税等を納付することができるのは、この私人委託制度に基づくものである。

市税等の納付が、指定金融機関、収納代理金融機関、コンビニエンスストアのいずれの納付場所で行われたかにより、収納手続は異なっている。

- (2) 上記の私人委託制度について、審査請求人は、地方自治法施行令第158条の2第1項の「前条第1項に規定する場合」とは、同施行令第158条第1項第1号から第7号に列挙された各歳入を指すのであるから、同施行令第158条の2によっては、国民健康保険税や固定資産税の収納事務を指定金融機関等以外の私人に委託することは許されないと主張する。

しかし、地方自治法施行令第158条の2第1項は「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税……については、前条第1項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者……にその収納の事務を委託することができる。」と定め、地方税の歳入について規定している。一方で、同施行令第158条第1項第1号から第7号に列挙された各歳入は、使用料や手数料など、いずれも地方税には該当しない歳入である。そうすると、審査請求人が主張するように、同施行令第158条の2第1項の「前条第1項に規定する場合」を同施行令第158条第1項第1号から第7号に列挙された歳入を指すと解すると、両条文に矛盾が生じることとなる。

両条文の関係については、同施行令第158条の2第1項は「前条第1項に規定する場合に限り」と規定しているのであるから、その文言のとおり、地方自治法施行令第158条第1項が規定する「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り」、地方税の収納事務を私人に委託することを認めていると解するべきである。

したがって、越谷市が同施行令第158条の2第1項に基づいて、市税等の収納事務を指定金融機関以外の私人である株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託することも認められるのである。

4 コンビニ収納の仕組み

- (1) 実施機関が主張するとおり、越谷市と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

は、本件業務委託契約について「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約書」を取り交わしている。契約書第2条は、発注者である越谷市と受注者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データは契約書及び「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託（単価契約）基本仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて収納事務を履行しなければならない、と定める。

そして、契約書及び仕様書によるコンビニ収納の概要を、本件の検討に必要な範囲でまとめると、以下のとおりとなる。

- ① 市税等の納付を受けた取扱店（コンビニエンスストア直営店及びフランチャイズ契約加盟店）は、収納した納付書のうちの領収済通知書を、営業日ごとに取りまとめ、コンビニ本部に送付する（仕様書第7条第6項）。
- ② 取扱店は、収納金を取扱店営業日ごとにコンビニ本部に送金する（仕様書第7条第7項）。
- ③ コンビニ本部は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で「料金等収納業務委託契約」を締結しており、越谷市が株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託している市税等の収納事務について、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから委託を受けている（契約書第3条）。
- ④ コンビニ本部は、領収済通知書と収納情報を照合し、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの指定する金融機関口座に、収納金を振り込む（仕様書第8条第7項）。
- ⑤ コンビニ本部は、領収済通知書を領収日付印の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以上保管する（仕様書第8条第10項）。
- ⑥ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、収納金を、越谷市の指定する金融機関の口座へ払い込む（仕様書第9条第5項）。

このように、取扱店で収納された収納金は、取扱店からコンビニ本部に送金され（上記②）、コンビニ本部から株式会社エヌ・ティ・ティ・データが指定した口座に送金される（上記④）。そして最終的に、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから越谷市の指定口座に送金されることになる（上記⑥）。

- (2) 契約書第8条第1項は、受注者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データが、その業務を、コンビニエンスストアを除く第三者に再委託することを禁止している。このことから、本件業務委託契約では、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが各コンビニエンスストアに対してのみ、業務を委託することが前提とされているとみることができる。
- (3) 以上のような本件業務委託契約の内容からすれば、市税等のコンビニ収納において、越谷市の指定金融機関が各コンビニ本部と何らかの業務委託契約を締結することは想定されていないといえることができる。

5 本件非公開決定の妥当性

- (1) 本件公開請求は、「コンビニ収納契約時に取得した文書のうち、指定金融

機関とセブンイレブン本部との契約書」の公開を求めるものである。

しかし、上述したとおり、本件業務委託契約は越谷市と株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で締結されたものであり、コンビニ収納に関して指定金融機関がコンビニ本部と何らかの契約を締結することはないということが出来る。

- (2) 以上から、実施機関が、本件対象公文書は作成又は取得していないため存在しないとして非公開としたことには、合理的な理由があり、妥当であったと判断する。

6 結語

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件非公開決定は妥当であったと判断する。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和元年6月14日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和元年6月20日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和元年7月10日	審査
令和元年7月18日	審査請求人から反論書を受理 (審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし)
令和元年7月25日	審査
令和元年8月7日	審査 実施機関から口頭理由説明を聴取
令和元年8月30日	審査
令和元年9月11日	審査
令和元年9月25日	審査

令和元年9月25日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博

委 員 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

答 申（第26号）

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第3項に基づき、令和元年5月27日付け越出第36号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求

審査請求人は、令和元年5月13日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「1階の指定金融機関派出の掲示について、『当派出は、地方自治法の規定により、お取り扱いは、越谷市の税金等のみです』と表示されている。何条の規定であるか分〔か〕る文書又は、情報提供」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の条文として特定した。

本件対象公文書は、一般に容易に入手することができるものであるから、公開請求の対象となる「公文書」に該当しないため、本件条例第2条第2項第1号に該当するとして、本件非公開決定を行った。

3 審査請求等

審査請求人は、本件非公開決定を不服として、令和元年6月10日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、本件条例第17条に基づき、令和元年8月20日付けで当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和元年6月10日付け審査請求書及び同年9月4日付けで審査請求人から提出された反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から口頭意見陳述の希望はなかった。

- (1) 本件非公開決定を取り消し、公開を求める。
- (2) 公開請求の対象となる文書に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第168条の条文を含めなかったことは、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条に規定する処分理由の提示の制度に反している。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件公開請求の内容に関連する事項について、情報提供を求めている。

第4 実施機関の主張要旨

本件非公開決定に係る公文書非公開決定通知書、令和元年8月20日付け越出第80—2号の弁明書及び同年12月6日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 当該派出所は、地方自治法第235条第2項の規定に基づく当市の指定金融機関が、越谷市公金取扱金融機関に関する規則第3条第3項の定めるところにより、当市の公金の収納・支払事務等を取り扱うため当市役所内に設置している。
- (2) 当該派出所で取り扱うのは当市の公金のみであり、その範囲で地方自治法第235条第2項の規定に基づく当市の指定金融機関としての事務を行っている窓口であることから、同規定の条文を本件対象公文書として特定した。
- (3) よって、本件公開請求の対象は、本件条例第2条第2項第1号により公開請求の対象となる「公文書」に該当しないものとして、本件非公開決定を行ったものである。

なお、実施機関は、弁明書において、本件公開請求の内容に関連する事項について審査請求人から問合せ等があった場合は、担当部署において、可能な範囲で関係資料の情報提供（コピー代は有料）を行う旨を示している。

第5 審査会の判断

1 本件公開請求に係る対象公文書について

本件公開請求は、「1階の指定金融機関派出の掲示について、『当派出所は、地方自治法の規定により、お取り扱いは、越谷市の税金等のみです』と表示されている。何条の規定であるか分〔か〕る文書」（以下「本件請求内容」という。）についてなされた。

本件請求内容を文字どおり解釈すれば、実施機関の主張するように、地方自治法の関係条文のみを本件公開請求の対象としているように解釈できる。

また、本件請求内容を広く解釈すれば、審査請求人の主張するように、地方自治法だけでなく、地方自治法施行令や越谷市公金取扱金融機関に関する規則の関係条文についても、本件公開請求の対象としているようにも解釈できる。

しかし、いずれの解釈によっても、審査請求人が、法令等の条文を本件公開請求の対象としていることに変わりがない。

2 本件非公開決定の妥当性について

- (1) 前述のとおり、本件対象公文書は、本件請求内容を広く解釈した場合であっても法令等の条文に変わりはないので、本件条例第2条第2項第1号に掲げる「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの」に該当し、公文書公開請求の対象となる「公文書」に該当しない。
- (2) すなわち、審査請求人が、法令等の条文を本件公開請求の対象としている限り、いずれの条文も公文書公開請求の対象となる「公文書」に該当しないということになる。

したがって、実施機関が行った本件非公開決定は妥当であったと判断する。

- (3) なお、審査請求人は、実施機関が本件対象公文書に地方自治法施行令第168条の条文を含めなかったことは、理由付記の制度に違反している旨を主張している。これについては、本件非公開決定の妥当性の有無の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の上記判断を左右するものではないので、当審査会としては言及しないこととした。

3 結語

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件非公開決定は妥当であったと判断する。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和元年 8月20日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和元年 8月23日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和元年 9月 4日	審査請求人から反論書を受理 (審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし)
令和元年11月 1日	審査
令和元年12月 6日	審査 実施機関から口頭理由説明を聴取

令和元年12月6日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 吉 村 総 一
委 員 松 浦 麻里沙
委 員 佐 藤 匡

答 申（第27号）

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第3項に基づき、令和元年6月24日付け越収第22号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求

審査請求人は、令和元年6月10日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「市税のコンビニ店舗収納において、コンビニ店舗が越谷市指定の収納代理金融機関であることが分[か]る文書及び情報提供」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）については、当初から作成又は取得していないため存在しないとして、本件非公開決定を行った。

3 審査請求等

審査請求人は、本件非公開決定を不服として、令和元年7月22日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、本件条例第17条に基づき、令和元年9月9日付けで当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和元年7月22日付け審査請求書の内容を要約すれば、審査請求人の主張は、以下のとおりである。なお、審査請求人からは反論書の提出及び口頭意見陳述の希望はなかった。

- (1) 本件非公開決定を取り消し、公開を求める。
- (2) 越谷市では、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に列挙されていない税金（国民健康保険税等）については、指定金融機関制度を利用して金融機関に収納業務を委託している。
- (3) コンビニ店舗では国民健康保険税の収納業務を行っていることから、コンビニ店舗は越谷市の収納代理金融機関であり、本件対象公文書は存在する。

第4 実施機関の主張要旨

本件非公開決定に係る公文書非公開決定通知書及び令和元年9月9日付け越収第43—2号の弁明書の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 市税等の収納事務では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条及び地方自治法施行令第168条に基づき指定金融機関等に委託する場合と、地方自治法施行令第158条の2に基づき私人に委託する場合がある。
- (2) 越谷市における市税等のコンビニ収納業務については、地方自治法施行令第158条の2に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに私人委託している。
- (3) よって、市税等のコンビニ収納業務では、コンビニ店舗が越谷市指定の収納代理金融機関となることはないので、本件対象公文書は、当初から作成又は取得していないため存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件条例の趣旨・目的と公開請求に係る公文書が不存在の場合の扱い

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に対し、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

また、本件条例は、公開請求の対象となる「公文書」については、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」（第2条第2項）としている。

ここにいう「実施機関が保有している」の意味は、「所管課長が具体的に公文書の存在を確認し、保管し又は保存している状態」（「情報公開制度の手引」〔改訂版〕7頁）をいい、実施機関が「公開請求に係る公文書を保有していないとき」は、「公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。」（第11条第3項）ものとしている。

本件において、実施機関は、本件対象公文書を当初から作成又は取得していないとして本件非公開決定を行っているが、本件条例の諸規定の解釈・運用に当たっては、その趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限尊重するこ

とを基本とすべきであると考えられることから、本件審査請求を審査するに当たっても、当審査会は、本件非公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

2 本件対象公文書と本件非公開決定の理由について

- (1) 本件公開請求は、「市税のコンビニ店舗収納において、コンビニ店舗が越谷市指定の収納代理金融機関であることが分〔か〕る文書及び情報提供」について、なされている。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関が行った本件非公開決定の理由は、越谷市ではコンビニ店舗を収納代理金融機関に指定していないから、本件対象公文書は実施機関において作成又は取得していないため存在しないというものであった。
- (3) 本件非公開決定の妥当性の有無を判断するためには、市税等の収納事務において、越谷市ではコンビニ店舗を収納代理金融機関に指定していないとする実施機関の主張に合理性があるかどうかを検討する必要がある。

特に審査請求人は、国民健康保険税等の市税は、地方自治法施行令第158条第1項第1号から第7号までに挙げられていないから、同施行令第158条の2第1項に基づいて収納事務を私人に委託することができないのであり、したがって、国民健康保険税等の収納事務を行っているコンビニ店舗は、同施行令第168条第4項に基づき収納代理金融機関の指定を受けているはずであるから、越谷市ではコンビニ店舗を収納代理金融機関に指定していないとする実施機関の主張は不当であると主張する。

そこで以下、市税等の収納事務の私人委託に係る関係法令の解釈と、市税等の収納事務におけるコンビニエンスストアの位置づけについて検討する。

3 市税等の収納事務の私人委託に係る関係法令の解釈

- (1) 地方自治法施行令第158条第1項は、柱書で「次に掲げる地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」と規定し、第1号から第7号までの歳入を列挙している。

次に、同施行令第158条の2第1項は、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税……については、前条第1項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者……にその収納の事務を委託することができる。」と規定している。
- (2) 両条文の関係について、審査請求人は、同施行令第158条の2第1項の「前条第1項に規定する場合」とは、同施行令第158条第1項各号に列挙される歳入を収納する場合を意味するのであるから、同施行令第158条の2第1項を根拠に、国民健康保険税や固定資産税等の収納事務を指定金融機関以外の私人に委託することは許されないと解釈していると考えられる。
- (3) 上記(1)のとおり、地方自治法施行令第158条の2第1項は地方税の収納

事務について規定したものである。そして、地方税法（昭和25年法律第226号）によれば、地方税とは道府県税及び市町村税をいう（同法第1条第1項第4号）。さらに、市町村税として課することができる税目については、固定資産税や国民健康保険税等、地方税法第5条において具体的に列挙されている。

これに対し、地方自治法施行令第158条第1項各号が規定する各歳入は、使用料、手数料、賃貸料等であり、これらが、地方税法第5条が列挙する市町村税として課することができる税目に該当しないことは、明らかである。

- (4) このように、地方自治法施行令第158条の2第1項は地方税の収納事務について規定しているのであるから、同条同項の「前条第1項に規定する場合」が、地方税には該当しない同施行令第158条第1項各号の歳入を指していると解することはできない。

同施行令第158条の2第1項の「前条第1項に規定する場合に限り」とは、同施行令第158条第1項が規定する「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り」を指していると解すべきである。

- (5) したがって、国民健康保険税等の市税等の収納事務を、地方自治法施行令第158条の2第1項に基づいて私人に委託することは可能である。

4 市税等の収納事務におけるコンビニエンスストアの位置づけ

- (1) 実施機関が主張するとおり、越谷市は、市税等のコンビニ収納代行業務について、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で業務委託契約を締結しており、平成31年4月1日に「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約書」（以下「契約書」という。）を取り交わしている。

これは、地方自治法施行令第158条の2に基づく私人委託であり、越谷市が市税等の収納事務を株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託していることは、その旨告示されている。

契約書では、受注者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、業務の全部又は主たる部分を第三者（コンビニエンスストアは除く）に委託し、又は請け負わせてはならない、と定めて、受注者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データが、業務を第三者に委託することを原則として禁止するとともに、コンビニエンスストアに対して業務を委託することは認めている。

そして、発注者である越谷市と受注者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、契約書及び「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託（単価契約）基本仕様書」に基づいて収納事務を履行しなければならない、と定めており、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが収納事務をコンビニエンスストアに委託することが同契約の前提となっているということが出来る。

- (2) このように、越谷市では、越谷市が地方税法施行令第158条の2に基づき株式会社エヌ・ティ・ティ・データに市税等の収納事務を委託し、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが各コンビニエンスストアに対してその事務を再委託しているという関係にある。

したがって、市税等の収納事務について、越谷市がコンビニエンスストアと何らかの契約を締結している事実はないし、越谷市がコンビニエンスストアを収納代理金融機関に指定しているという事実もない。

この点について、実施機関の主張に不合理な点はない。

5 本件非公開決定の妥当性

- (1) 本件公開請求は、「市税のコンビニ店舗収納において、コンビニ店舗が越谷市指定の収納代理金融機関であることが分〔か〕る文書」の公開を求めるものである。

しかし、上述したとおり、越谷市がコンビニエンスストアを収納代理金融機関に指定している事実はないから、コンビニエンスストアが越谷市指定の収納代理金融機関であることが分かる文書は存在しないといえることができる。

- (2) 以上から、実施機関が、本件対象公文書は作成又は取得していないため存在しないとして非公開としたことには、合理的な理由があり、妥当であったと判断する。

6 結語

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件非公開決定は妥当であったと判断する。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和元年 9月 9日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和元年 9月12日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和元年11月 1日	審査
令和元年12月 6日	審査

令和元年12月6日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

委 員 佐 藤 匡

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員

（令和2年3月31日現在）

氏名	選任区分	備考
近藤 昭彦	団体推薦	越谷青年会議所
番場 克己		越谷商工会議所
野田 和子		越谷地区保護司会
橋本 新	公募	
堀内 真一		
井上 邦弘		
会長 石川 麗子	学識経験者	弁護士
副会長 幸田 達郎		大学教授
原 直次		人権擁護委員
野口 さき江		学校教育関係者

2 審議会の開催状況

令和元年度の審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表17 審議会の開催状況

	開催日	主な審議内容
第1回	令和元年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブレコーダーの設置について（観光課、議事課） ・防犯等カメラの設置について（産業廃棄物指導課）
第2回	令和元年 8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の情報公開制度、個人情報保護制度の実施状況等の報告 ・平成30年度個人情報取扱事務の各種届出について ・平成30年度の防犯等カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの運用状況の報告 ・ドライブレコーダーの設置について（生活福祉課、市立病院庶務課） ・防犯カメラの設置等に関する取扱要領（案）について ・防犯等カメラの設置について（学校管理課）
第3回	令和元年 11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任について ・情報公開制度及び個人情報保護制度について ・ドライブレコーダーの設置について（道路総務課、維持管理課、児童発達支援センター、教育センター）
第4回	令和2年 2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブレコーダーの設置等について（開発指導課） ・ドライブレコーダーの設置等に係る意見照会を不要とすることについて ・防犯カメラの設置等について（地域医療課） ・防犯カメラの設置等に係る意見照会を不要とすることについて

3 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会及び答申の状況は、表18のとおりです。

表18 審議会への意見照会の状況

番号	審議会	所管課	意見照会内容	答申内容
1	第1回	観光課	公用車へのドライブレコーダーの設置に係る ①個人情報をも本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供を行うこと ④外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なものと認める
2	第1回	議事課		適当なものと認める
3	第1回	産業廃棄物指導課	不法投棄多発現場への街頭防犯等カメラの設置に係る ①個人情報をも本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なものと認める
4	第2回	生活福祉課	公用車へのドライブレコーダーの設置に係る ①個人情報をも本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供を行うこと ④外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なものと認める
5	第2回	市立病院庶務課		適当なものと認める
6	第2回	総務部総務課	防犯カメラの設置等に関する取扱要領(案)について	適当なものと認める
7	第2回	学校管理課	通学路への街頭防犯等カメラの設置に係る ①個人情報をも本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なものと認める
8	第3回	道路総務課	公用車へのドライブレコーダーの設置に係る ①個人情報をも本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供を行うこと ④外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なものと認める
9	第3回	維持管理課		適当なものと認める
10	第3回	児童発達支援センター		適当なものと認める
11	第3回	教育センター		適当なものと認める
12	第4回	開発指導課		適当なものと認める
13	第4回	総務部総務課	公用車へのドライブレコーダーの設置等に係る意見照会を不要とする意見照会について	適当なものと認める
14	第4回	地域医療課	新保健センター及び保健所への防犯カメラの設置に係る ①個人情報をも本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なものと認める
15	第4回	総務部総務課	防犯カメラの設置等に係る意見照会を不要とする意見照会について	適当なものと認める

※ 表中の番号は「4 審議会答申」の答申書の番号に対応しています。

4 審議会答申

答申書 1

越 情 審 議 第 8 号
令和元年(2019年)5月28日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年5月16日付け越観第55-1号及び第55-2号で意見照会のあ
りました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の
観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等に関
する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに
設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書 2

越 情 審 議 第 9 号
令和元年(2019年)5月28日

越谷市議会議長 伊 藤 治 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年5月13日付け越議事第289-1号及び第289-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書 3

越 情 審 議 第 1 0 号
令和元年(2019年)5月28日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年5月15日付け越産廃第100号-1及び第100号-2で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、監視カメラの運用に当たっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的で監視カメラを新たに設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とするが、設置した後、その理由や経緯などについて、当審議会に事後報告すること。

答申書4

越 情 審 議 第 1 9 号
令和元年(2019年)8月9日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年7月26日付け越生福第119-1号及び第119-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書5

越 情 審 議 第 2 0 号
令和元年(2019年)8月9日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年7月24日付け越病事庶第164号及び第165号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

なお、ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書6

越 情 審 議 第 2 1 号
令和元年(2019年)8月9日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

防犯カメラの設置等に関する取扱要領（案）の内容に関する
意見照会について（答申）

越谷市個人情報保護条例第34条に基づき、令和元年7月25日付け越総第65号で意見照会のありました「防犯カメラの設置等に関する取扱要領（案）」については、その内容を適当なものと認めます。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

答申書 7

越 情 審 議 第 2 2 号
令和元年(2019年)8月9日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

通学路防犯カメラの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年7月26日付け越教学管第35-1号及び第35-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、「防犯カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的で防犯カメラを設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書 8

越 情 審 議 第 3 1 号
令和元年(2019年)11月25日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年11月1日付け越道総第162号及び第163号で意見照会のあり
ました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観
点からその内容を適当なものと認めます。

なお、ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等
に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに
設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書9

越 情 審 議 第 3 2 号
令和元年(2019年)11月25日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年11月6日付け越維持第9号及び第10号で意見照会のありました
越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点から
その内容を適当なものと認めます。

なお、ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等
に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに
設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書10

越 情 審 議 第 3 3 号
令和元年(2019年)11月25日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年11月11日付け越児支セ第121-1号及び第121-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書 11

越 情 審 議 第 3 4 号
令和元年(2019年)11月25日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年10月29日付け越教セ第516-1号及び第516-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

なお、ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを新たに設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書 12

越 情 審 議 第 4 2 号
令和 2 年(2020年) 2 月 5 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

ドライブレコーダーの設置等に係る個人情報の本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和元年 1 2 月 1 1 日付け越開第 2 9 3 - 1 号及び第 2 9 3 - 2 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

なお、ドライブレコーダーの運用に当たっては、「ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第 6 条第 3 項第 8 号）
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること（条例第 6 条第 4 項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第 8 条第 3 項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的でドライブレコーダーを設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書 13

越 情 審 議 第 4 3 号
令和 2 年(2020年) 2 月 5 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

ドライブレコーダーの設置等に係る意見照会を不要とする意見照会
について (答申)

越谷市個人情報保護条例第 3 4 条に基づき、令和 2 年 1 月 2 0 日付け越総第 1
7 8 - 1 号で意見照会がありました、ドライブレコーダーの設置等に係る意見照
会を不要とすることについては、その内容を適当なものと認めます。

なお、ドライブレコーダーの運用管理に当たっては、「ドライブレコーダーの設
置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

公用車にドライブレコーダーを新設又は増設する際は、「ドライブレコーダー
の設置等に関する取扱要領」に沿った運用管理をする場合に限り、次の項目につ
いて、当審議会への意見照会は不要とする。ただし、取扱要領と異なる運用管理
を行うものについては、この限りでない。

- 1 本人以外収集をすること (条例第 6 条第 3 項第 8 号)
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること (条例第 6 条第 4 項ただし書)
- 3 外部提供を行うこと (条例第 8 条第 1 項第 6 号)
- 4 外部提供に伴う本人通知を不要とすること (条例第 8 条第 3 項ただし書)

※なお、ドライブレコーダーの設置運用状況については、毎年度、当審議会に
報告するものとする。また、この取扱いについては、他の実施機関においても
同様とする。

答申書 14

越 情 審 議 第 4 4 号
令和 2 年(2020年) 2 月 5 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

防犯カメラの設置等に係る個人情報の本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和 2 年 1 月 2 2 日付け越地医第 2 7 0 - 1 号及び第 2 7 0 - 2 号で意見照
会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公
益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、「防犯カメラの設置等に関する取扱要領」
に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第 6 条第 3 項第 8 号）
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること（条例第 6 条第 4 項ただし書）
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第 8 条第 3 項ただし書）

※なお、当該所管課において、今後、同様の目的で防犯カメラを設置する場合は、
当審議会への意見照会は不要とする。

答申書15

越 情 審 議 第 4 5 号
令和2年(2020年)2月5日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

防犯カメラの設置等に係る意見照会を不要とする意見照会
について（答申）

越谷市個人情報保護条例第34条に基づき、令和2年1月20日付け越総第178-2号で意見照会のありました防犯カメラの設置等に係る意見照会を不要とすることについては、その内容を適当なものと認めます。

なお、防犯カメラの運用管理に当たっては、「防犯カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

記

市の建物及びこれに付随する敷地内を撮影する防犯カメラを新設又は増設する際は、「防犯カメラの設置等に関する取扱要領」に沿った運用管理を行う場合に限り、次の項目について当審議会への意見照会は不要とする。ただし、それ以外に設置する防犯カメラは意見照会を必要とする。

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

※なお、防犯カメラの設置運用状況については、毎年度、当審議会に報告するものとする。また、この取扱いについては、他の実施機関においても同様とする。

【越谷市情報公開条例】

平成11年3月31日
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号
平成17年3月31日条例第1号
平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号
平成28年3月23日条例第9号

前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

- (公文書の管理)
- 第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。
- (公文書の検索目録等の作成)
- 第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。
- (審議会への意見聴取)
- 第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。
- (実施状況の公表)
- 第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。
- (情報公開の総合的な推進)
- 第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。
- (出資法人等への協力要請)
- 第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。
- (他の法令等との調整)
- 第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。
- (委任)
- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- (1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書
- (2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの
- (越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- (1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書
- (2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

- 4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則(平成17年条例第1号)

- この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第34号)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第20号)

- この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第16条関係)

公開の区分	手数料
閲 覧	1件名につき200円
視 聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

【越谷市個人情報保護条例】

平成12年9月29日
条例第40号

改正 平成17年3月31日条例第2号
平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号
平成27年9月29日条例第42号
平成28年3月23日条例第9号
平成28年12月22日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第2条第2項に規定する公文書をいう。第7号において同じ。)に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文

書に記録されているものに限る。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。)に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。

(9) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集す

る場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」

という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定

個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人

情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(次条第2項において「代理人」と総称する。))は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、法定代理人は、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成

し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号まで

に規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実誤りがある

と認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その

旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報訂正等をしないうとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報訂正等をしないうときを含む。）は、訂正等をしないう旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により保有個人情報訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。（審査会への諮問）

第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（実施機関に対する苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（事業者に対する苦情の処理）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

（区域内の事業者等への支援）

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会への意見聴取）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案

し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処す

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行す

る。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年条例第42号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第41号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

【越谷市長が保有する情報の提供に関する規程】

〔平成19年4月16日〕
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号
平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
- (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。)に基づき公表した情報
- (3) 慣行として公表している情報で、今後公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報

2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

附 則(平成28年訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

令和元年度（2019年度）
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9136（直通）

編集 越谷市総務部総務課

令和2年(2020年)8月

